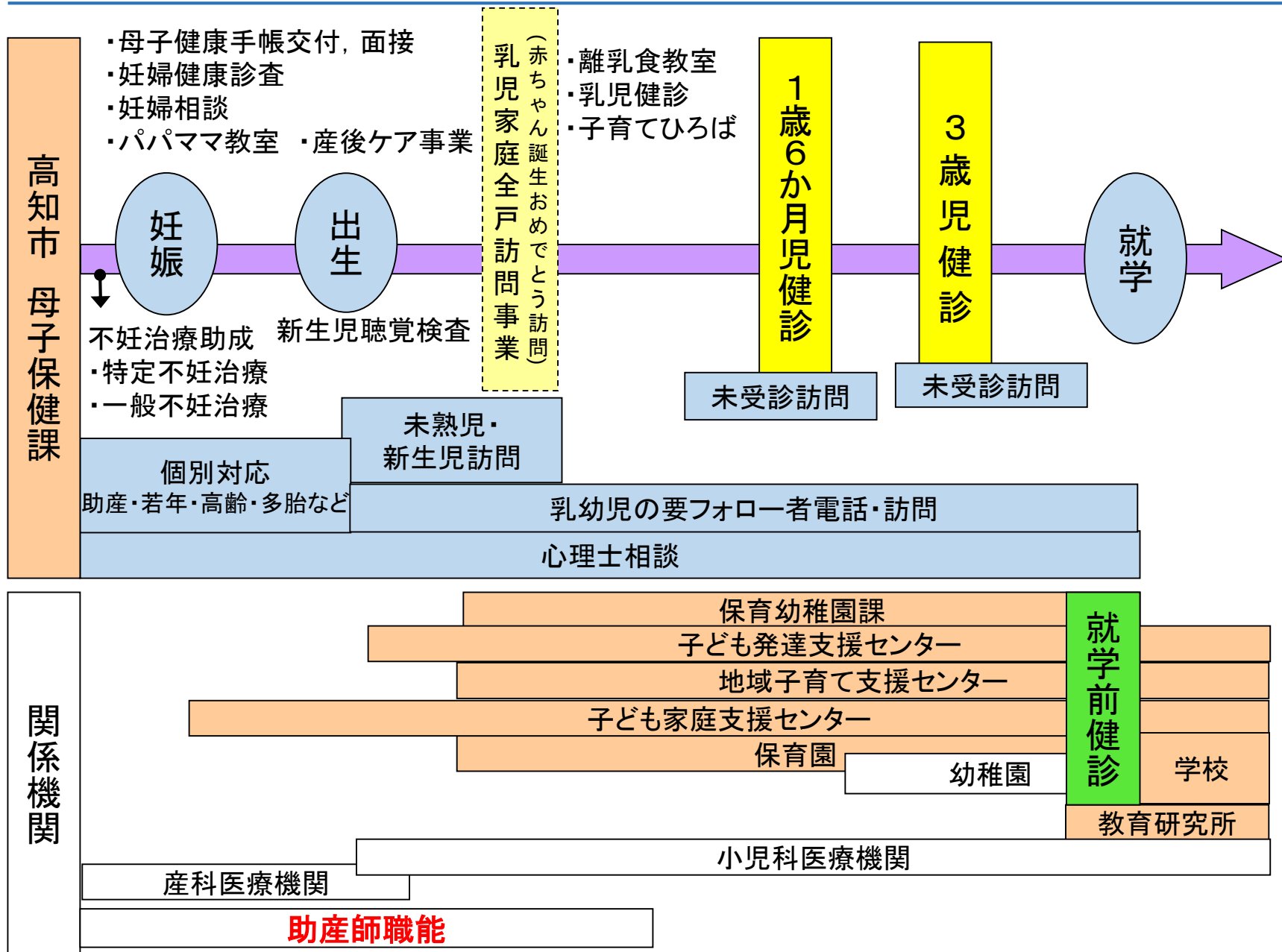


重点施策

① 健やかな子どもの誕生への支援

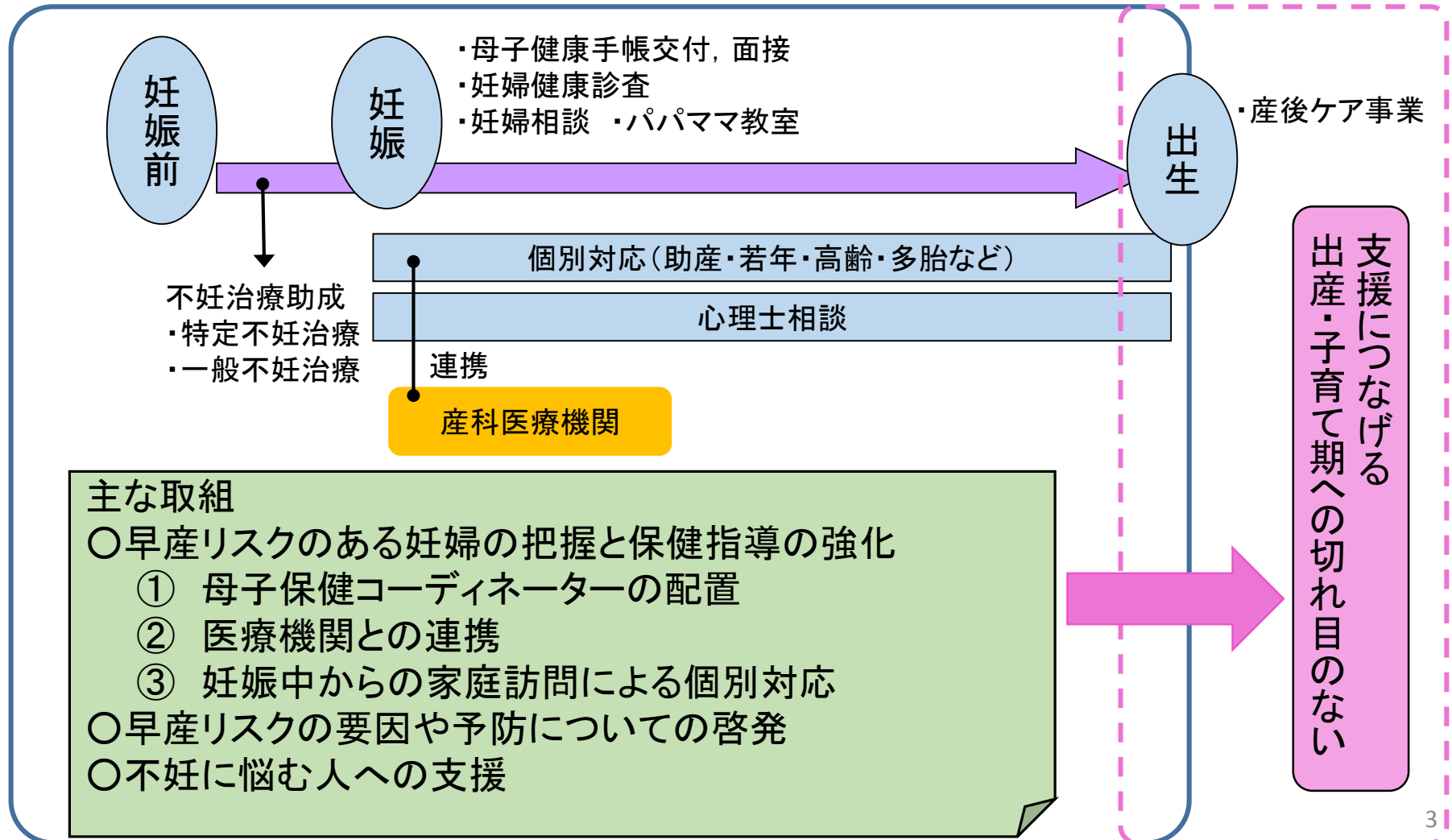


高知市の母子保健事業



健やかな子どもの誕生への支援

妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備することが重要



○早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化

① 母子保健コーディネーターの配置

母子保健コーディネーター※を母子保健課に配置し、母子健康手帳交付時の面接を行い、妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援を行う。

※母子保健コーディネーターの配置は、利用者支援事業(母子保健型)として実施

ア 母子健康手帳交付時の面接

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (10月末時点)
実人数	892人	977人	653人
全妊婦中の 割合	33.5%	38.6%	46.4%

平成26年10月から母子保健課での保健師による母子健康手帳交付時面接を開始。平成27年度からは、専任で母子保健コーディネーターを配置(27年度1名、28年度2名、29年度3名)し、母子保健課窓口での全数面接を行う。アンケート聞き取りにより喫煙等早産リスクの高い人を把握し、指導を行う。

○早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化

① 母子保健コーディネーターの配置

母子健康手帳交付について国が求めるもの
(「母子健康手帳の交付・活用の手引き」より)

- 様々な問題に対し、活用可能な資源や留意点を知る専門職が関わることにより解決の可能性が高まる。
- 妊娠・出産・子育てに関する問題は深刻であるほど、それが早期に起こっていることが多く、また、早期に適切な対応を行われれば、問題の深刻化を防ぐことが期待できるので、妊娠の届出および母子健康手帳の交付時の対応が重要。

子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)の法定化
(母子保健法・平成29年4月施行)

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの支援を提供する子育て世代包括支援センターを立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- 子育て世代包括支援センターには、保健師、ソーシャルワーカー等(母子保健コーディネーター)を配置してきめ細かな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。

○早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化

① 母子保健コーディネーターの配置

イ 妊娠中，出産についての相談に対応

地域の窓口センターで母子健康手帳の交付を受けた方に電話での聞き取り・相談を実施。

支援の必要な妊婦への対応（電話，訪問）を実施。

リスクの高い妊婦は地区担当保健師が継続対応する。

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (10月末時点)
電話(延)	257人	339人	240人
訪問(延)	13人	22人	7人

1回／週
妊婦支援検討会を
実施
(妊娠届及び面接時
の状況により、今後
の支援方針について
決定、産後ケア事業
申請承認)

※コーディネーター対応分

○早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化

① 母子保健コーディネーターの配置

ウ 助産制度申請，転入手続き時の妊婦面接

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (10月末時点)
助産制度申請時面接	46人	53人	33人
転入手続き，産後ケア 事業申請時等面接	80人	212人	150人

妊娠届出時以外にも，来所された妊婦に面接し，心身の状態などを確認する。

○早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化

② 医療機関との連携

医療機関から継続看護連絡票を受理し、妊娠中からの支援を行う。

※ 継続看護連絡票：医療機関と地域の間で情報提供書を活用し、養育困難家庭やハイリスク妊婦、未熟児・ハイリスク児への対応を行う。

継続看護連絡票受理件数

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (10月末時点)
継続看護連絡票 受理件数	473件	529件	301件
妊婦(再掲)	49件 (10.4%)	53件 (10.0%)	37件 (12.3%)
連絡医療機関数	15機関	22機関	12機関

○早産リスクのある妊婦の把握と保健指導の強化

③ 妊娠中からの家庭訪問による個別対応

継続看護連絡票，助産制度申請，窓口面接，妊娠届出書などから把握した妊娠期から支援が必要な妊婦に対して，家庭訪問を行い，個別に保健指導を行う。

妊婦への個別対応件数（保健師対応分）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	54人	80人	80人
延べ件数	183件	165件	148件

○早産リスク要因や予防についての啓発

- ①母子健康手帳交付時にアンケートを実施し，喫煙や飲酒など生活習慣について指導。また啓発用パンフレットの配布（食習慣，喫煙，飲酒，歯周病など），妊婦歯科健診受診券（県の事業）を交付し受診勧奨
- ②パパ・ママ教室での早産リスク要因や予防についての講義
- ③1歳6カ月児健診・3歳児健診での啓発



○早産リスク要因や予防についての啓発 パパママ教室

妊娠・出産・育児に関する講義を受けたり，地域子育て支援センターの見学を行うことで，育児のプランニングができるようになる。また，妊娠中から知識を得ることで早産の予防につながる。

※パパママ教室（1コース3回） 平成30年度は3カ所で5コース開催

	担当	プログラム
1回目	保健師・助産師	<u>妊娠について</u> ○妊娠・出産の経過について 妊娠後期のトラブル（早産・妊娠高血圧症・早期胎盤剥離など）について・出産のイメージ ○パパの妊婦体験 ○グループワーク
2回目	栄養士・歯科衛生士・保健師	<u>栄養と歯の健康</u> ○妊娠中の栄養 ○お母さんと赤ちゃんの歯について 歯周病と低体重児出産，早産の関連について
3回目	保健師・助産師	<u>育児について</u> ○産後のママの心と体の変化について ○沐浴実習 ○子育て支援センター見学

○不妊に悩む人への支援

・ 不妊治療費助成事業の実施

医療保険が適用されず高額のコストが必要となる不妊治療（体外受精・顕微授精・人工授精）の経済的な負担の軽減を図る。

- ・平成28年から体外受精・顕微授精の初回治療及び男性不妊治療の助成を拡大
- ・平成29年度から一般不妊治療（人工授精）の経済的な負担の軽減を図るため助成を開始

不妊治療費助成件数

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (10月末時点)
特定不妊治療 (男性)	452件 (3)	433件 (4)	209件 (8)
一般不妊治療	—	106件	34件

産後ケア事業（訪問型・宿泊型）

■ 目的

出産し退院後間もない母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する。

■ 利用対象者

高知市に住所票を有する産後4か月未満の産婦及び乳児で、家族等から十分な家事・育児などの支援が受けられない方で、産後に心身の不調または育児不安等がある方。



■ 事業の種類

「訪問型」・・・ 助産師が利用者の自宅を訪問してケアを実施
平成28年10月から開始（高知県助産師会に委託）

「宿泊型」・・・ 宿泊施設に宿泊させて助産師等の専門職がケアを実施
平成30年9月から開始（市内助産院1か所に委託）

■ 内容

- ・産後の母体管理及び生活面の指導
- ・乳房手当, トラブルに関する指導(乳房マッサージも含む)
- ・授乳方法に関する相談及び指導
- ・沐浴方法に関する相談及び指導, 実施
- ・児の発育, 発達に関する観察及び相談
- ・体重・排泄の観察
- ・スキンケアに関する相談
- ・育児に関する相談及び指導
- ・産婦の心理面のケア
- ・その他必要な保健指導及び相談
- ・産婦の食事の提供(宿泊型のみ)



妊娠期から, 出産後にこのような支援サービスを利用できることがわかっていると, 安心して出産・子育てに臨めます。

■ 利用者負担額

- ・訪問型： 1回 1,000円
(市民税非課税世帯及び生活保護世帯は0円)

・宿泊型：	課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
1泊2日	8,000円	4,000円	2,000円
延泊1日	4,000円	2,000円	1,000円

産後ケア事業(訪問型) 実績

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 10月現在
実利用組数	19 件	52 件	18 件
延べ利用組数	27 件	90 件	29 件

まとめと今後の課題



- 母子保健コーディネーターの周知や増員により、母子健康手帳交付時に面接できる妊婦の割合は増えてきたものの、全数実施はできていない現状のため、妊婦やその家族に必要な情報の提供や支援が行える体制の整備に努める必要がある。
- 医療機関との連携を引き続き図り、必要な方には妊娠期からの支援や母体管理を行っていく。
- パパママ教室の内容を見直しなど、早産リスク要因や予防についての知識の普及や啓発を推進するための取り組みをする。
- 出産し、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートをきめ細かく実施できるよう、産後ケア事業の訪問型に加え宿泊型を開始した。妊娠期から産後安心して子育てができると思えるように、事業の周知を図り、活用につなげる必要がある。

重点施策

② より質の高い教育・保育の推進

家庭支援推進保育事業の拡充について

■ 加配保育士の配置基準

- ・生活保護世帯・市民税非課税世帯
- ・ひとり親世帯
- ・障害児または障害者のいる世帯
- ・要保護児童等



【平成27年7月からの市基準】
対象児童が入所児童の25%以上
又は対象児童数30人以上

● 家庭支援推進保育入所措置状況及び加配保育士数

	平成27年度当初			平成28年度当初			平成29年度当初			平成30年度当初		
	実施 保育所数	対象 児童数	加配 保育士数	実施 保育所数	対象 児童数	加配 保育士数	実施 保育所数	対象 児童数	加配 保育士数	実施 保育所数	対象 児童数	加配 保育士数
市立	12	435	12	16	552	16	18	607	18	15	458	15
民営	16	691	16	23	882	23	19	707	19	19	637	19
計	28	1,126	28	39	1,434	39	37	1,314	37	34	1095	34



■ 事業拡充の効果

保護者の経済的事情や疾病、情緒不安定、社会関係づくりが困難等育児不安、育児混乱、虐待リスク等を抱える厳しい環境の家庭と子どもに対し、親子との信頼関係を構築しながら支援を行うことで、子どもの心身の発達を支援するものである。事業拡充により、厳しい環境にある子どもたちに対する支援を継続して実施し、生涯に渡る人格形成の基礎を培う乳幼児期における健全な育成を支援していく。

利用者支援事業について

子ども・子育て相談支援員の活動

(子育て支援等に関する相談支援)

■ 事業概要

利用者である子ども、保護者及び妊娠している方等が、制度を円滑に利用できるよう、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する情報収集及び提供を行い、必要に応じて相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う。また、県事業の厳しい環境にある子どもたちに対する支援策である。「親育ち・家庭支援コーディネーター」の機能を兼ね備え、保育所、幼稚園の家庭支援保育士、教員と連携し、厳しい環境にある子どもと家庭を支援している。



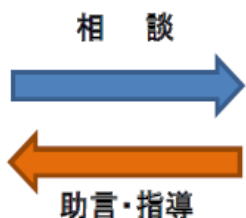
年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (12月末時点)
園訪問支援	119 園	144園	93 園	237園
電話等相談 件数	93件	243件	140件	152件

母子保健コーディネーターの配置

(母子保健等に関する相談支援)

■ 事業概要

母子健康手帳交付時に窓口面接(母子保健課)、相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整等を行うことにより、妊娠期からの切れ目のない支援を実施する。



母子保健コーディネーター

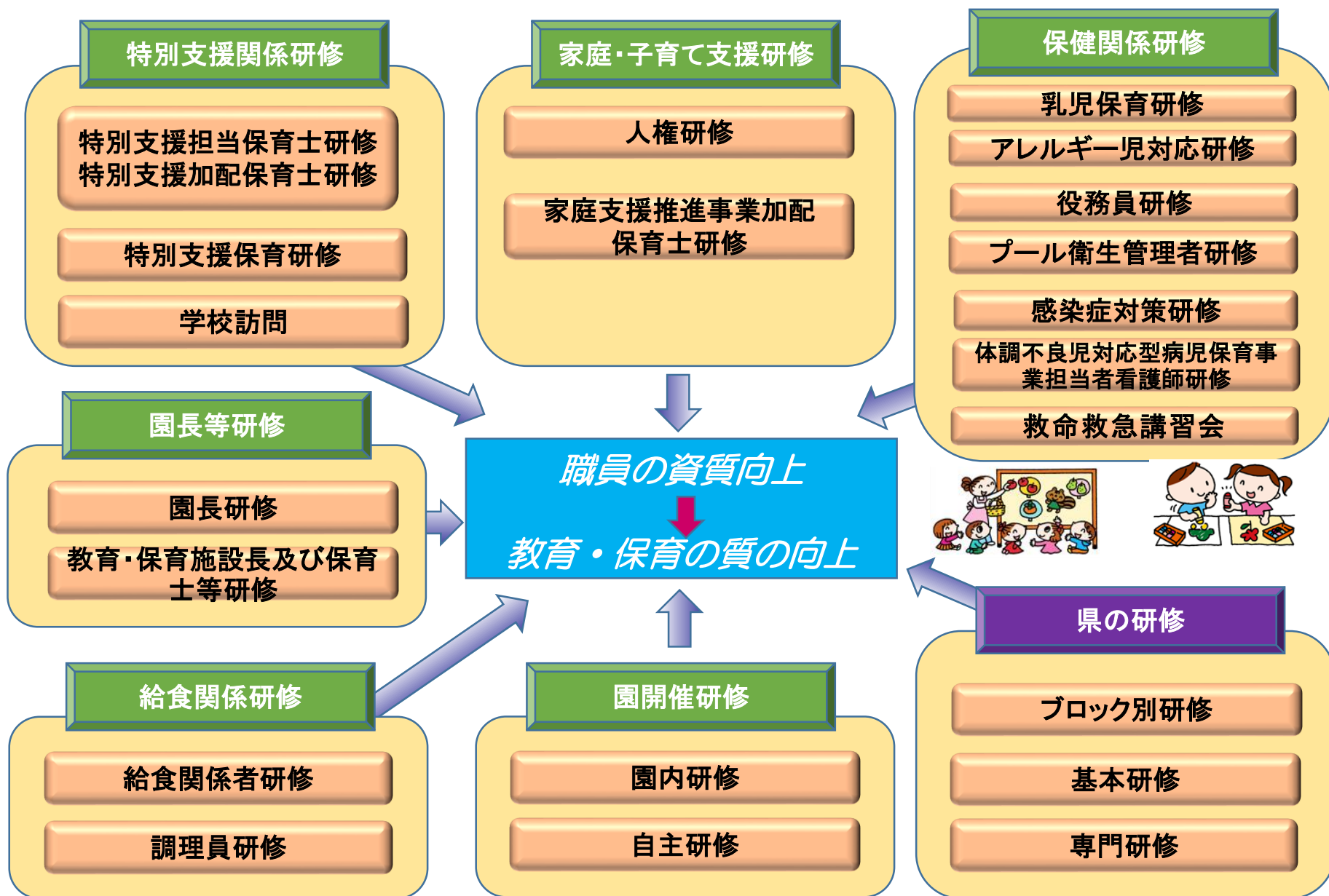
○ 妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施

連携・委託

関係機関

- ・ 医療機関
(産科等)
- ・ 保健所
- ・ 児童相談所
- ・ 子育て支援機関
- ・ 利用者支援実施
施設
- ・ 民間機関

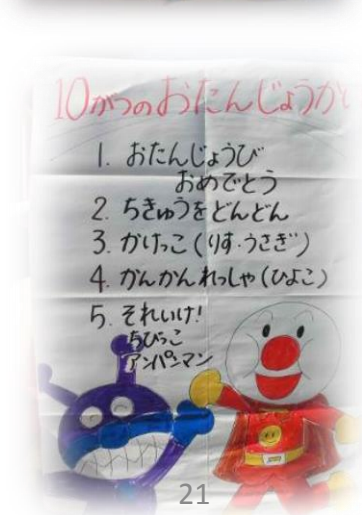
研修実施等による職員の資質向上について(平成30年度研修体制)



平成30年度研修実績(見込)について【保育幼稚園課実施分】



	開催回数	研修対象者と受講者数(実績見込)	
		研修対象者	計
特別支援担当保育士研修	8	特別支援担当保育士・園長等	631
特別支援加配保育士研修	3	特別支援加配保育士・園長等	237
特別支援保育研修 (学校訪問)	8	全職員対象 学校訪問	393
人権研修	9	全職員	1,062
家庭支援推進加配 保育士研修	6	加配保育士	251
乳児保育研修 (公開保育研修)	12	乳児担当保育士・看護師・その他	681
アレルギー対応研修	2	保育士・調理員・看護師	262
役務員研修	3	役務員	34
プール衛生安全管理者研修	1	保育士・看護師	153
園長研修(公立)	1	園長・保育士	42
教育・保育施設長及び保育士等研修	1	園長・保育士	129
給食関係職員研修	2	保育士・調理員	191
調理員研修	2	調理員	39
園内研修	17	園長・保育士	290
感染症対策研修会	1	保育士・看護師	113
体調不良時対応型病児保育 事業担当者看護師研修会	1	保育士・看護師	52
救命救急講習会	3	保育士・看護師	126
自主研修	5	各園毎で全職員	約150



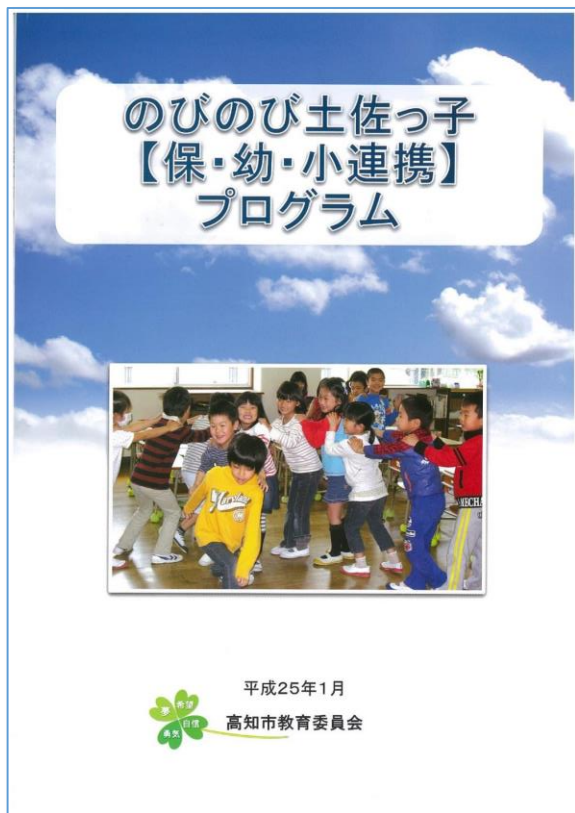
○ 保育幼稚園課に配置された相談支援員による園訪問や電話相談等により、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細かな保育をすすめることや厳しい環境にある子どもと家庭への支援につながっている。今後も、配慮が必要とされる児童や家庭への支援について、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組んでいく。

○ 従来の研修を充実させるとともに、保育所保育指針等の改定に合わせ、0～2歳の保育の充実、家庭や地域との連携した子育て支援、環境の変化を踏まえた健康・安全の確保等、幼児教育全般の充実が求められ、それらに対応するべく研修方法や内容について見直しを今後も続けていく。

○ 今後の課題としては、各種研修や高知県が実施するキャリアアップ研修等に職員が参加しやすい環境の整備を行い、職員一人ひとりの専門性や技術の向上や教育・保育の質の向上に繋げていくための取り組みを推進していく必要がある。

保・幼・小連携の目的

人・組織・教育をつなぐ取組を通して、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の実現と双方の充実をめざす。



接続のための取組



つなぐ

園児と児童の交流

保幼小教職員の連携

入学前 保護者説明会

カリキュラムを滑らかに

保・幼・小連携推進地区事業(24モデル地区)

○ 概要

24小学校区（24小学校・65園）を連携推進地区として指定し、「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」で提案した「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」取組を進め、その先進事例を、保・幼・小連携研修会や冊子を通して、高知市全体に広げていく。

実践事例集
(平成25年度作成)

実践事例パンフレット
(平成26年度作成)

実践事例パンフレット
(平成27年度作成)



実践事例パンフレット
(平成28年度作成)

実践事例パンフレット
(平成29年度作成)

人をつなぐ取組・・・園児と児童の交流・保護者への働きかけ (実践事例パンフレットから)

小学生が園を訪問して交流



年間を通じて交流する校区では、小学生が園を訪問する活動を位置付けています。園児にとっては遊び慣れた環境であることから、のびのびと活動しつつ、1年生から良い刺激を受けます。小学生にとっては場面が変わっても仲間と協力して活動する経験になります。交流の場を変えることで、これまで気付かなかった育ちに気付くこともあります。



園児が小学校を訪問して交流



園児が小学校を訪問する機会が増えてきました。生活科1年「秋のおもちゃだいしゅうこう」、2年「楽しい遊びを考えよう」、「昔あそびをしよう」、国語科1年「大きな本をしょうかいしよう」など、交流を教科の学習に位置付けることで計画的に実施することができます。園の年間計画等にも入れられるよう、事前の打ち合わせが大切です。



年長児保護者とのつながり



年長児保護者を対象に、小学校の管理職や1年担任などが、小学校生活について話をする場を設けている校区があります。保護者からは、「入学前にお話が聞けるので安心します」「園と小学校が協力して子どもを見守ってくれていることがうれしいです」と、好評です。

中学生との交流も



中学生が防災学習で、校区の園への働きかけや合同避難訓練などを実施することも増えています。

組織をつなぐ取組・・・保・幼・小の教職員の共通理解を図る取組 (実践事例パンフレットから)



夏季休業中に、小学校の全教職員がグループに分かれて連携している園を訪問し、保育者体験や保育参観をする校区が増えています。

子どもの発達の特徴を知ること、指導や支援が変わります！

校区の園の保育者が、小1の学級で授業をするといった取組もあります。子どもたちも楽しみにしています。



園で行われる園内研修に、小学校の管理職や小1担任が交代で参加するなどの工夫がされています。

互いの取組を知ること、子ども理解が深まります！

校区の園からも、小1のスタートカリキュラムの実践を見に、小学校を訪問します。授業後の協議も盛り上がります。



組織をつなぐ取組いろいろ

園と小学校の教職員が、講師を招いて合同研修



保・幼・小・中連携に取り組む校区も増えてきました。



教育をつなぐ取組…スタートカリキュラムの実践

(実践事例パンフレットから)



スタートカリキュラムを位置付けた小学1年生の1日の流れを次の三つの学習活動 を基に構成すると、このようなイメージになります。



一人一人が安心感をもち、新しい人間関係を築いていくことをねらいとした学習

朝の会から1時間目を連続した時間として設定することも考えられます。そこに、幼児期に親しんできた手遊びや歌、リズムに乗って体を動かすことや絵本の読み聞かせ、お話タイムなど、1日の始まりを楽しい気持ちで迎えられるような学習活動を取り入れることも効果的です。



合科的・関連的な指導による生活科を中心とした学習



教科等を中心とした学習

「生活科を中心とした学習」や「教科等を中心とした学習」においては、子どもの生活リズムや集中する時間、意欲の高まりを大切に、10分から15分程度の短い時間を活用して時間割を構成したり、2時間続きの学習活動を位置付けたりするなどの工夫が考えられます。



こうすればうまくいく！ Hint Card

「スタカリ8」で振り返りを！

スタカリ8

●スタートカリキュラムでは---

小学校へ入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を表現し、新しい学校生活を切り出していくようになることをめざしています。

子どもの安心・成長・自立のために

小1スタートカリキュラム 振り返りシート

このシートは、スタートカリキュラムの実践におけるポイントを提案しています。取組を振り返る際に活用ください。

スタートカリキュラムにおいて

スタカリ8→該当する項目に ○ を付けてください。😊

1	★子どもの 気付き	子どもの気付きを大切に、子どもの思いや願いを生かして授業を進めた。	☐
2	★子ども同士 の関わり	教師と子どもの関わりだけでなく、子ども同士が関わる活動を位置付けた。	☐
3	★子どもの 自己決定	子どもが自己選択や自己決定する場面を位置付けた。	☐
4	★子どもの 意欲	指示する言葉を減らし、子どもの意欲を引き出す声がけをしたり、教材・教具の工夫をしたりした。	☐
5	★幼児期の 学びを生かす	幼児期に経験してきたことを子どもから引き出し、授業に生かした。 【参考：幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿】	☐
6	★学習ルール・ 学び方	必要感のある場で指導し、子どもがルールの必要性を考えたり、さらに良い方法がないか話し合ったりする場面をつくった。	☐
7	★発達特性 や子どもの 実態を意識 した工夫	生活科を中心とした総合的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定（10～15分程度の短い時間の活用や2時間続きの学習活動の設定）を行うなどの工夫を行った。	☐
8	★学習環境の 工夫	目で見えて分かる掲示や、活動の流れが分かる掲示などを工夫し、子どもの安心感を高めた。	☐

スタートカリキュラムで大切にしたい！

安心して学べる環境構成

目で見えて分かる



仲良くなれる



笑顔で支える



Hint Card 07

アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムに取り組む際には、園全体、学校全体でその目的や内容についての共通理解が図られることで、協力体制が整い、さらに効果が高まります。

Hint Card 08

小学校生活のスタートを円滑に、そして豊かにするために、園や小学校で、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムなどに取り組んでいることを保護者に発信することで、保護者にも安心感が生まれます。

Hint Card 09

各校・園における実践をもとに、『アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム事例集改訂版Ⅳ』を作成しました。アプローチカリキュラムの新様式や、スタートカリキュラムの新しい実践をプラスして、3～4月に配付しますのでぜひ参考にしてください。

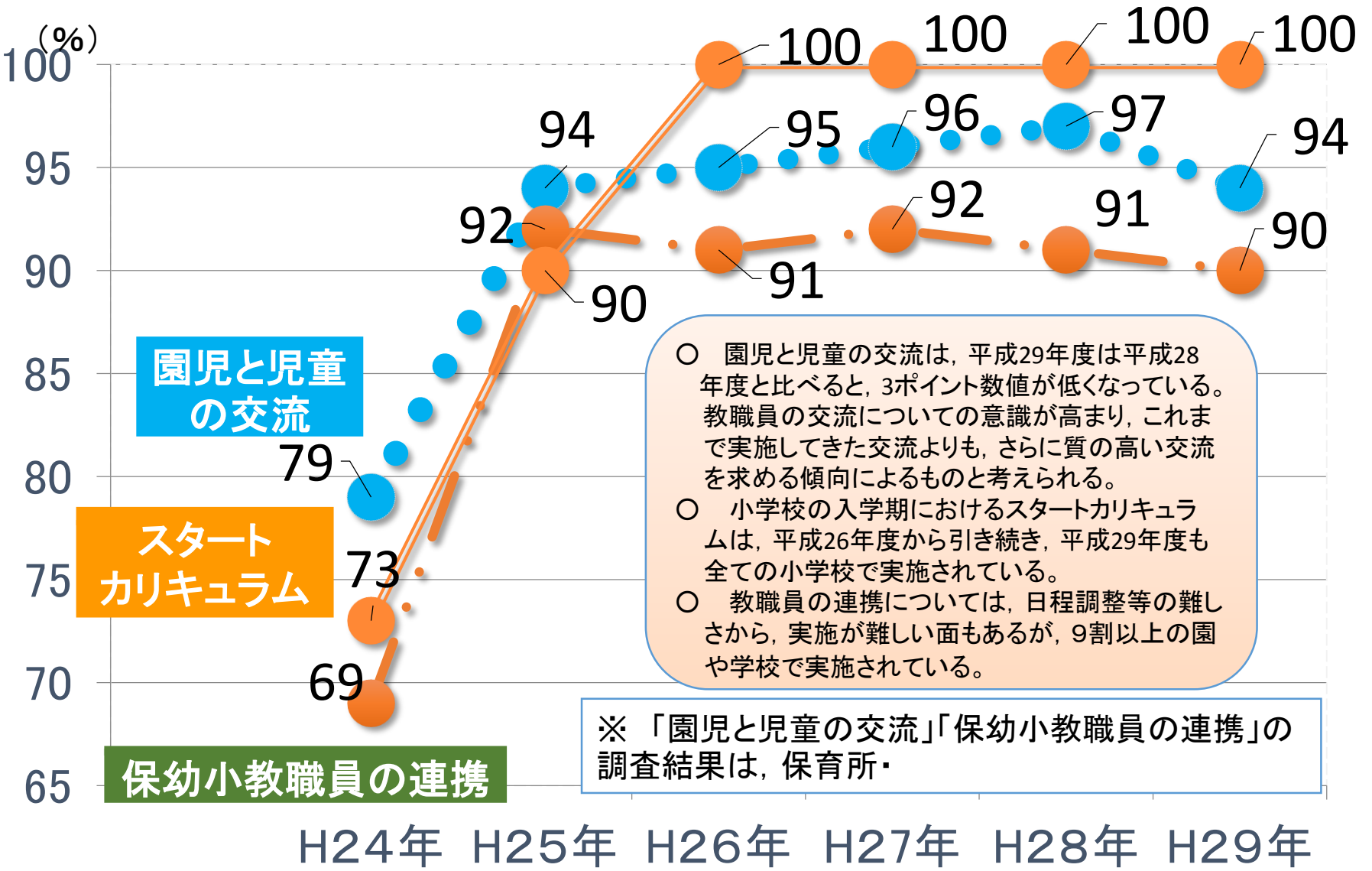


※ 小1プロブレムについて

高知市教育委員会では、小1プロブレムを「第1学年の学級において、入学後の落ち着かない状態が解消されず、担任等の話を聞かない、指示どおりに行動しない、授業中に勝手に教室の中を立ち歩いたり教室から出ていったりするなど、授業規律が守れず、そのために授業が成立しない状態へ拡大し、こうした状態が数か月にわたって継続する状況」であるととらえています。

本調査では、発生した学校の割合を表しています。

保・幼・小連携の取組に関する調査結果（実施率）





保・幼・小連携研修会

○目的 保・幼・小の連携を図り，幼児期の教育と小学校教育の滑らかで確実な接続を図る。

○内容 ・実践発表：高知市保・幼・小連携推進地区の発表
・講演

平成24年度 白梅学園大学 無藤 隆 教授
「保・幼・小連携と接続期カリキュラムの必要性」

平成25年度 国立教育政策研究所 田村 学 教育課程調査官
「こうすればうまくいく！保・幼・小連携」

平成26年度 上智大学総合人間科学部教育学科 奈須 正裕 教授
「保・幼・小連携で学びと育ちをつなぐ」

平成27年度 文部科学省初等中等教育局 田村 学 視学官
「子どもの学びと育ちをつなぐ～『内なる問い』を引き出す保育・教育～」

平成28年度 広島大学大学院 朝倉 淳 教授
「子どもの学びと育ちをつなぐ保・幼・小連携」

平成29年度 東京大学大学院 秋田 喜代美 教授
「子どもの学びと育ちをつなぐ保・幼・小連携 新しい教育要領等の改訂を踏まえて」

平成30年度 鎌倉女子大学 齊藤 純 准教授
「子どもの学びと育ちをつなぐ保・幼・小連携」

・グループ協議：実践交流と今後の取組について

○参加人数 H24 146名 ・ H25 155名 ・ H26 147名 ・ H27 172名
H28 161名 ・ H29 171名 ・ H30 140名

【成果】

- 保・幼・小連携推進地区では、小学校が中心となり、校区にある保育所・幼稚園・認定こども園等と協働し、「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」取組を進めることができた。
- 「組織をつなぐ」取組の教職員連携の実施率は90%であり、ほとんどの園や小学校で実施されている。小学校教員による保育者体験や子どもの学びと育ちをつなぐための合同研修を行う地区も増えてきており、園と小学校の教職員が相互理解が図られている。
- 「教育をつなぐ」取組においては、アプローチカリキュラムの作成やスタートカリキュラムについての研修を実施するなど、それぞれの保育・教育の充実が進みつつある。
- 推進地区の効果的な取組について冊子や校長会、保・幼・小連携研修会等で発信することで推進地区以外の校区においても、「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」取組が取り入れられるようになってきており、全市的に保・幼・小連携の取組が広がってきている。

【今後の課題】

- 今後は、「教育をつなぐ」取組をさらに充実し、新幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領の趣旨を踏まえた取組を推進していく。

重点施策

③ 地域ぐるみの見守り・ 子育て支援体制の充実

- 地域ぐるみの子育て支援のまちづくり
- 子育て支援体制の充実

地域子育て支援拠点事業

○概要

公共施設や保育所等，地域の身近な場所で，
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児
相談，情報提供等を行う事業

○対象

乳幼児のお子さんと保護者

○内容

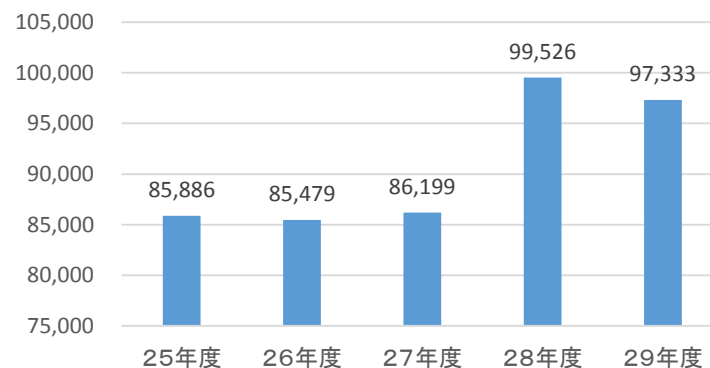
- ①子育て親子の交流の場の提供，交流の促進
- ②子育てに関する相談，援助
- ③子育て関連情報の提供
- ④子育てや子育て支援に関する講習等の実施

○施設数

単独施設 6か所

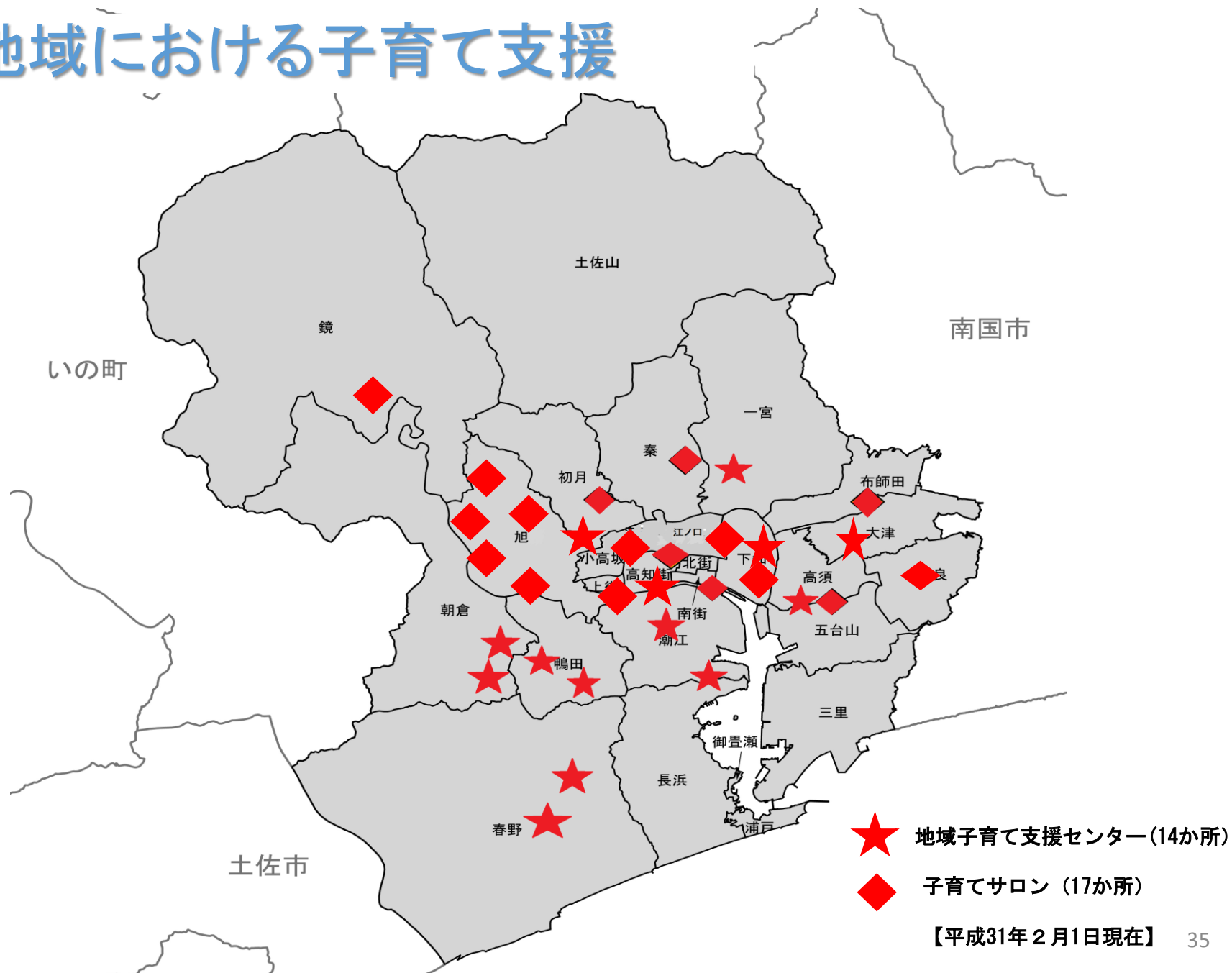
保育所併設施設 8か所

年度別親子利用者数(人)



リズム遊び(ぽけっとランド) 34

地域における子育て支援

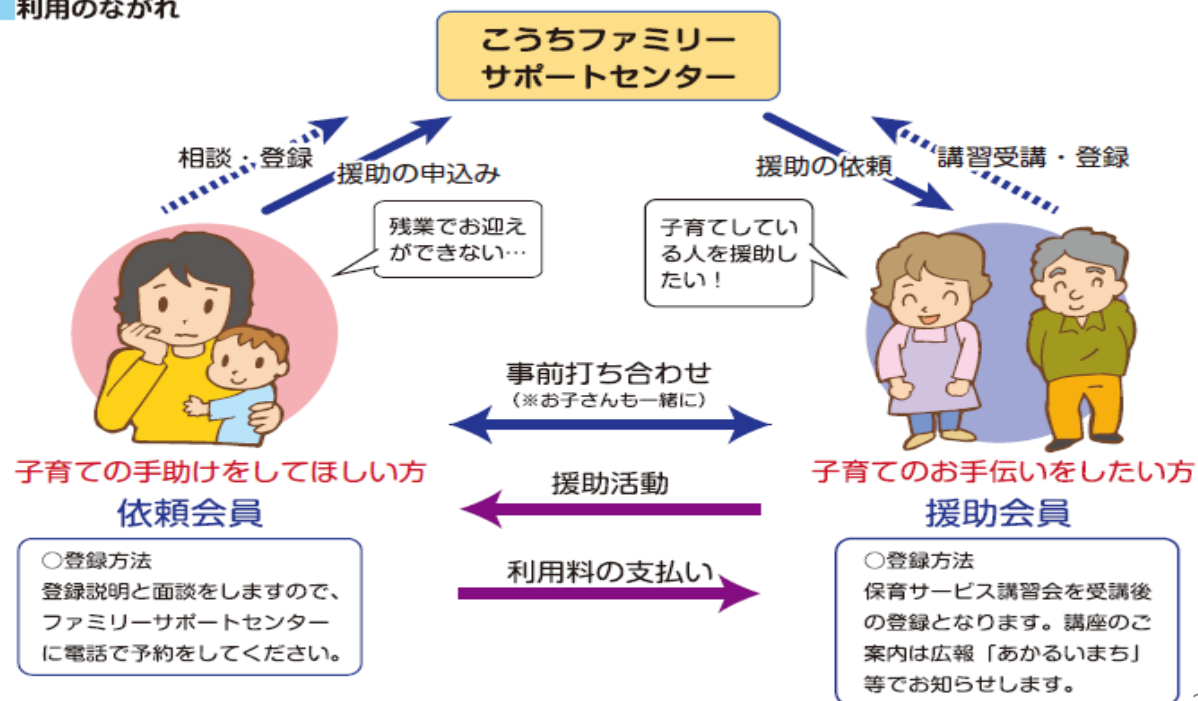


ファミリー・サポート・センター事業

○ 概要

地域において、託児や送迎などの育児援助を受けたい人(依頼会員)と育児援助を行いたい人(援助会員)がファミリー・サポート・センターに登録し、有償ボランティアによる相互援助活動を行う事業

■利用のながれ



ファミリー・サポート・センター事業

○ 対象

依頼会員：生後6か月から小学6年生までの子どもを持つ家庭

援助会員：市内在住の20歳以上の方で、心身共に健康であり、相互援助活動に理解と熱意のある方

○ 内容

①会員相互の援助活動（保育所・幼稚園の送迎，習い事等の援助等）

②援助会員の拡充のための保育サービス講習会，資質向上のためのレベルアップ講習会

	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
依頼会員	822	801	818
援助会員	411	410	426
両方会員	69	67	67
計	1,302	1,278	1,311
延利用件数	5,954	7,029	8,167

＜援助会員宅での預かり＞



1時間当たり600円
※夜間, 土日等は700円



子育てに関する情報発信

ーこうちし子育てガイド ぱむー

○概要

子育て支援について、目的別に分かりやすく整理した子育て応援情報誌

- ・平成25年度から配布している「こうちし子育てガイド pamu」を、平成31年度から「子育て応援ブック」と統一し、母子健康手帳交付時（一部赤ちゃん誕生おめでとう訪問）に配布する。

○配布

次の場所で配布

- ・窓口センター
- ・ふれあいセンター
- ・地域子育て支援センター
- ・ファミリーサポートセンター

その他、赤ちゃん誕生おめでとう訪問の際に配布



子育てに関する情報発信

ー[公式facebook]高知市こども未来部「すくすく子育て」ー

○概要

平成28年2月1日から、公式facebookページ『高知市こども未来部「ほのぼの子育て」』を開設。

高知市こども未来部の業務・事業の紹介や子育て知識に関する情報等を子育て世帯に発信しています。

[高知市こども未来部公式facebookページ]

<http://www.facebook.com/KochiCity.honobonokosodate>

高知市こども未来部

ほのぼの子育て

公式 Facebook



★ 高知市こども未来部の情報を発信中。

★ こちらから「いいね!」をお願いします。

高知市こども未来部

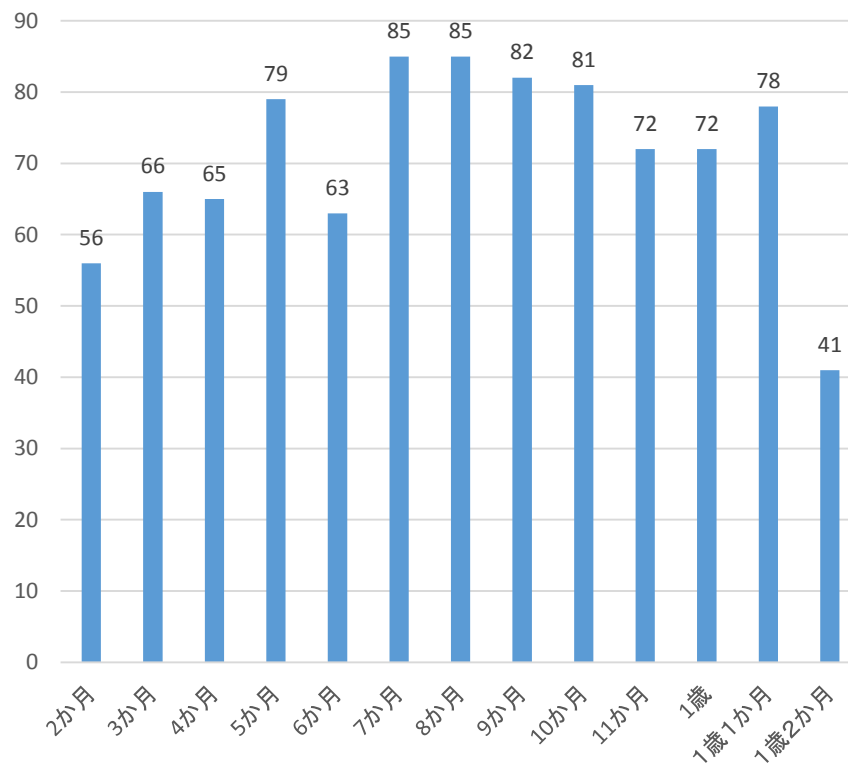
検索



親子絵本ふれあい事業

- 概要
乳幼児期から、絵本を通じてことばや心を通わすことの楽しさ大切さを親に伝え、親子のふれあいを促進するとともに、保護者の育児力の向上を支援する事業
- 対象
生後2か月から1歳2か月の子どもと保護者
- 内容
 - ①親子のふれあいの大切さについての話と
ふれあい遊び
 - ②読み聞かせの方法や適した絵本の選定の仕方
 - ③高知市の子育て支援事業についての紹介
 - ④参加者同士の交流及び自由遊び
- 開催場所（平成29年度は 43ヶ所で実施）
ふれあいセンター，健康福祉センター，
保健福祉センター，市民図書館こども室 など
- 引換冊数
 - 平成27年度 1,060冊
 - 平成28年度 1,216冊
 - 平成29年度 925冊

月齢別参加者状況(平成29年度)



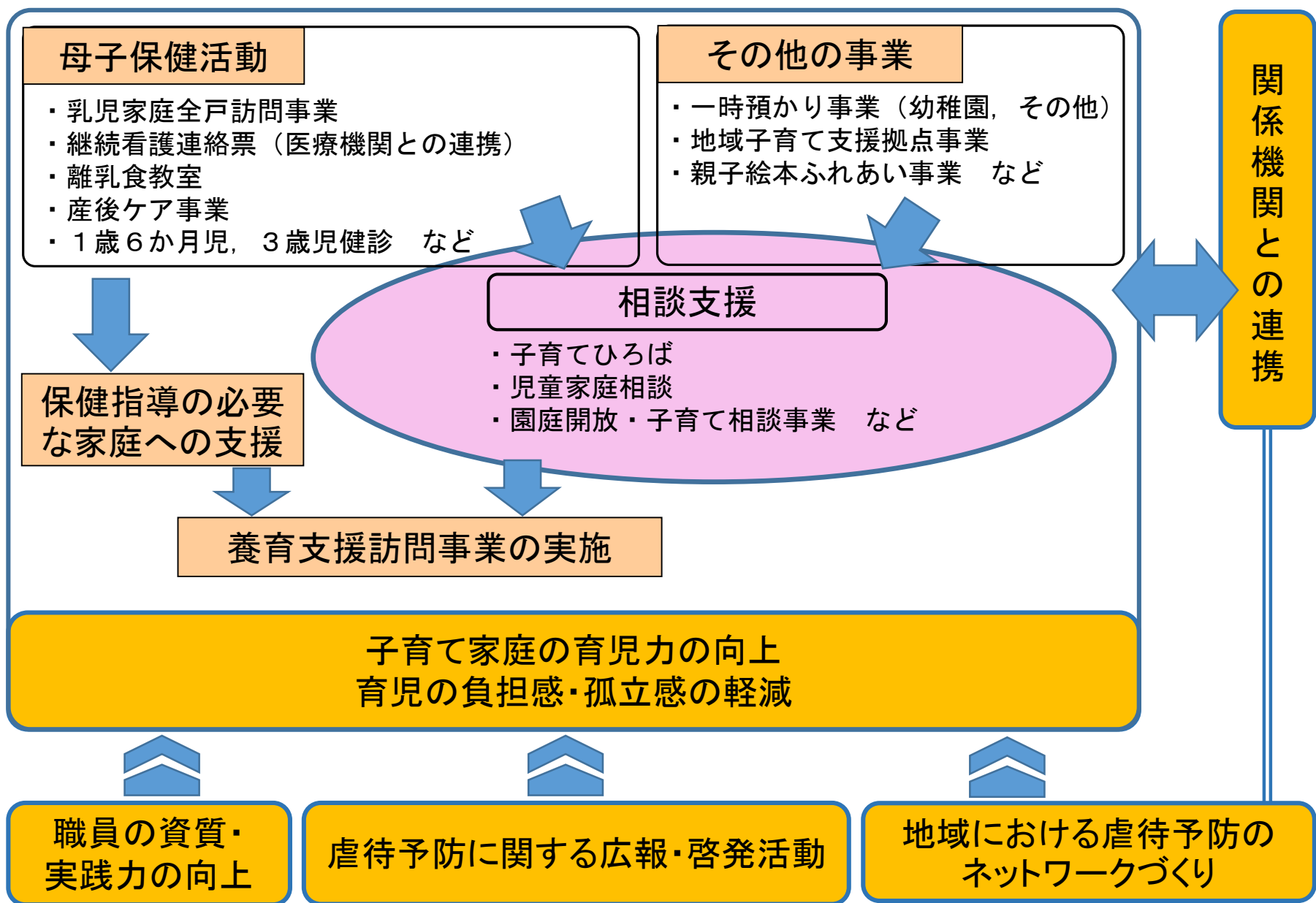
今後の方向性

- 1 地域子育て支援センターは、切れ目のない子育て支援の地域拠点施設として、機能強化を図るとともに、市の北部に新たに、1施設の整備を目指します。
- 2 子育てに関する情報発信は、ホームページやフェイスブック等を使い利用者にとって、なお分かりやすく利用しやすいものになるよう改善してまいります。
- 3 親子絵本ふれあい事業については、平成28年度から地域子育て支援センターでの実施を始めるなど、地域の中における子育て支援の視点から、参加者にとってより充実した事業となるよう取り組んでまいります。

重点施策

④ 児童虐待の発生予防

児童虐待の発生予防



○児童虐待の発生予防

① 児童家庭相談

高知市子ども家庭支援センターでは、児童虐待に関する相談だけでなく、子どもに関する各種の相談を幅広く受け付けている。また、児童虐待の未然防止や早期発見にも積極的に取り組んでいる。

◆相談件数(福祉行政報告例による)

	26年度	27年度	28年度	29年度
養護相談	525	526	480	585
保健相談	0	0	1	0
障害相談	0	3	0	3
非行相談	2	0	2	0
育成相談	14	10	17	20

○児童虐待の発生予防

② 児童虐待予防推進事業

- ・オレンジリボンキャンペーンへの参加・協力
（平成30年10月21日：たすきウォーク開催）
- ・広報紙『あかるいまち』による広報・啓発

○児童虐待の発生予防

③ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ・児童相談所や外部の専門機関(子どもの虹情報研修センター, 全国市町村研修財団など)による研修への参加
- ・地域ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化のための研修等の実施
(平成30年度児童虐待予防研修:3地区 他)
- ・児童虐待予防講演会の開催
(平成30年10月28日:参加者70人)

○児童虐待の発生予防

④ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うもので、乳児院等を運営する社会福祉法人に事業を委託して実施している。

◆訪問支援実績（件数）

	26年度	27年度	28年度	29年度
専門的相談支援	445	312	226	229
育児家事援助	159	347	304	55

まとめと今後の課題

- 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるため、保健・医療・福祉など関係機関によるネットワーク機能の強化と専門性の向上を図ることが重要である。
- 関係機関と連携しながら、保護者からのニーズ・相談への適切な対応や養育へのサポートを行い、子育て家庭が孤立化しないよう支援を図り、児童虐待の防止に努める。
- 講演会・研修等の実施や定期的な広報活動により、子どもに関わりのある機関や団体及び地域住民等における児童虐待防止への取組促進や意識の向上を図ることが重要である。

○高知市における児童虐待の現状(参考)

1ー①虐待相談(通告)・認定対応件数

	26年度	27年度	28年度	29年度
虐待相談(受付)件数	197	218	177	197
虐待認定対応件数	119	124	125	151

1ー②虐待種類別件数

	26年度	27年度	28年度	29年度
身体的虐待	34	62	36	50
心理的虐待	55	49	67	66
ネグレクト	29	13	20	34
性的虐待	1	0	2	1

○高知市における児童虐待の現状(参考)

1－③被虐待児年齢別件数

	28年度		29年度
0～3歳未満	35	0～3歳未満	35
3歳～学齢前	27	3歳～6歳	74
小学生	44	7歳～12歳	60
中学生	12	13歳～15歳	7
高校生・その他	7	16歳以上	2

1－④虐待者別件数

	26年度	27年度	28年度	29年度
実 父	38	51	50	62
実父以外の父親	3	9	4	11
実 母	66	54	57	71
実母以外の母親	5	1	1	1
その他	7	9	13	6

重点施策

⑤障害児支援の充実

- 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制
- 新生児聴覚検査事業
- 在宅障害児の支援体制の推進
- サポートファイルの活用推進

子ども育成課

○ 早期発見・早期療育支援体制(平成29年度実績)

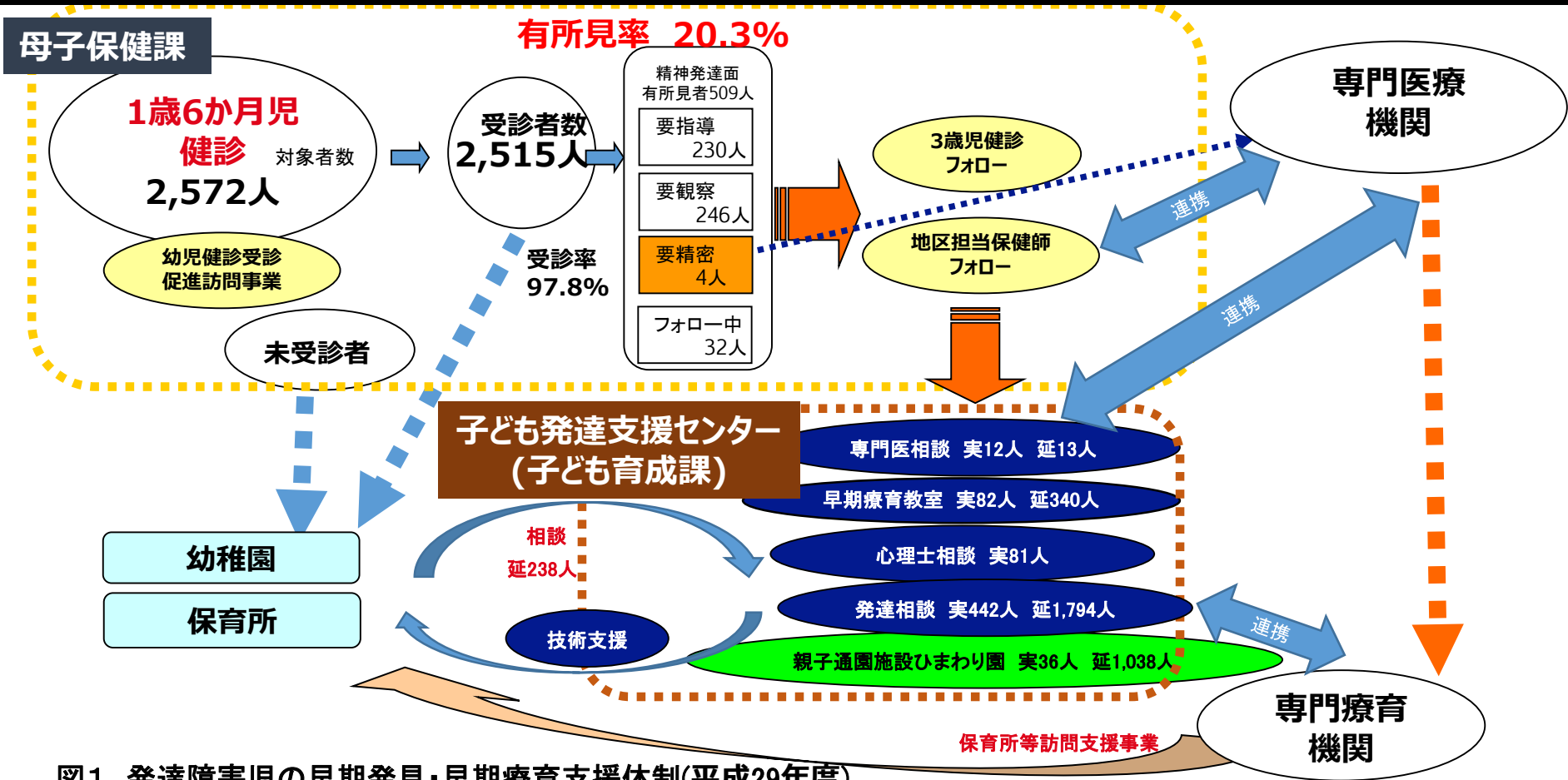
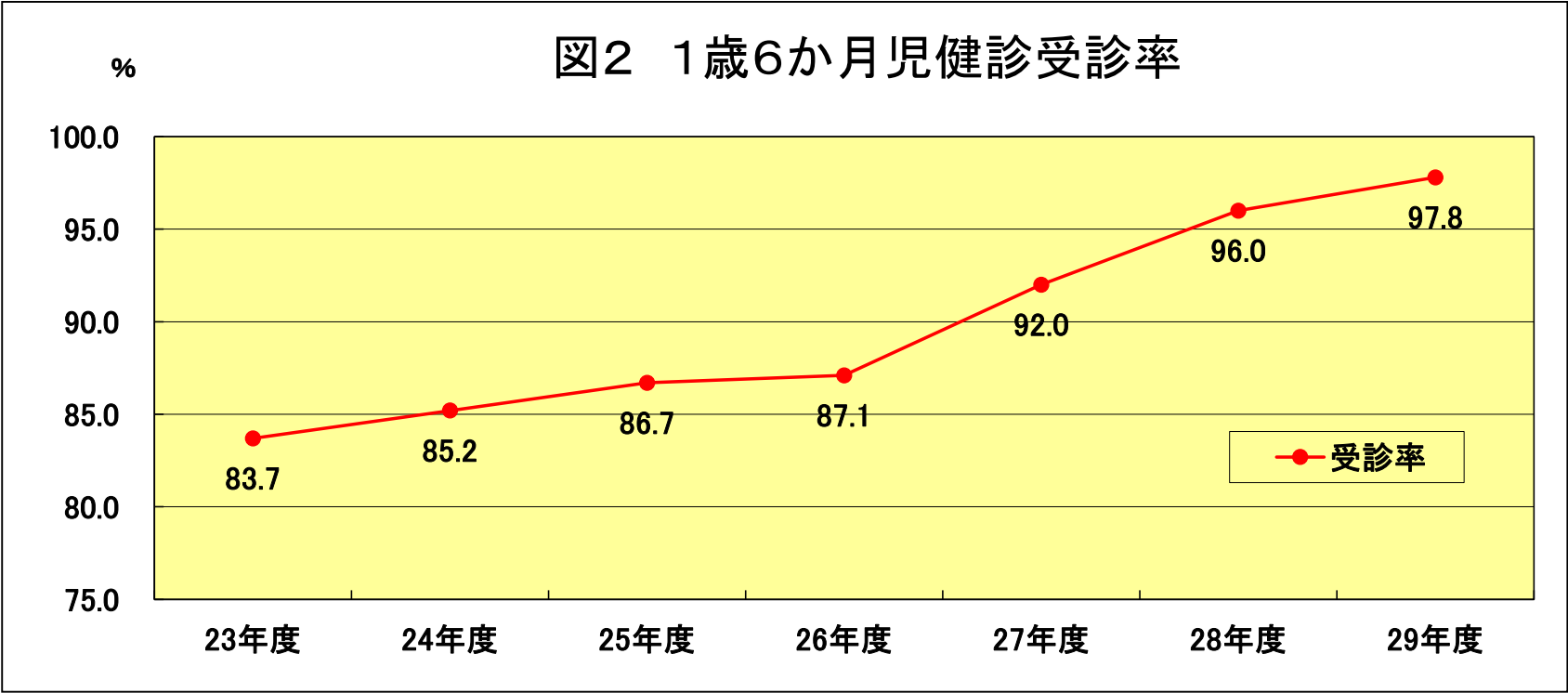


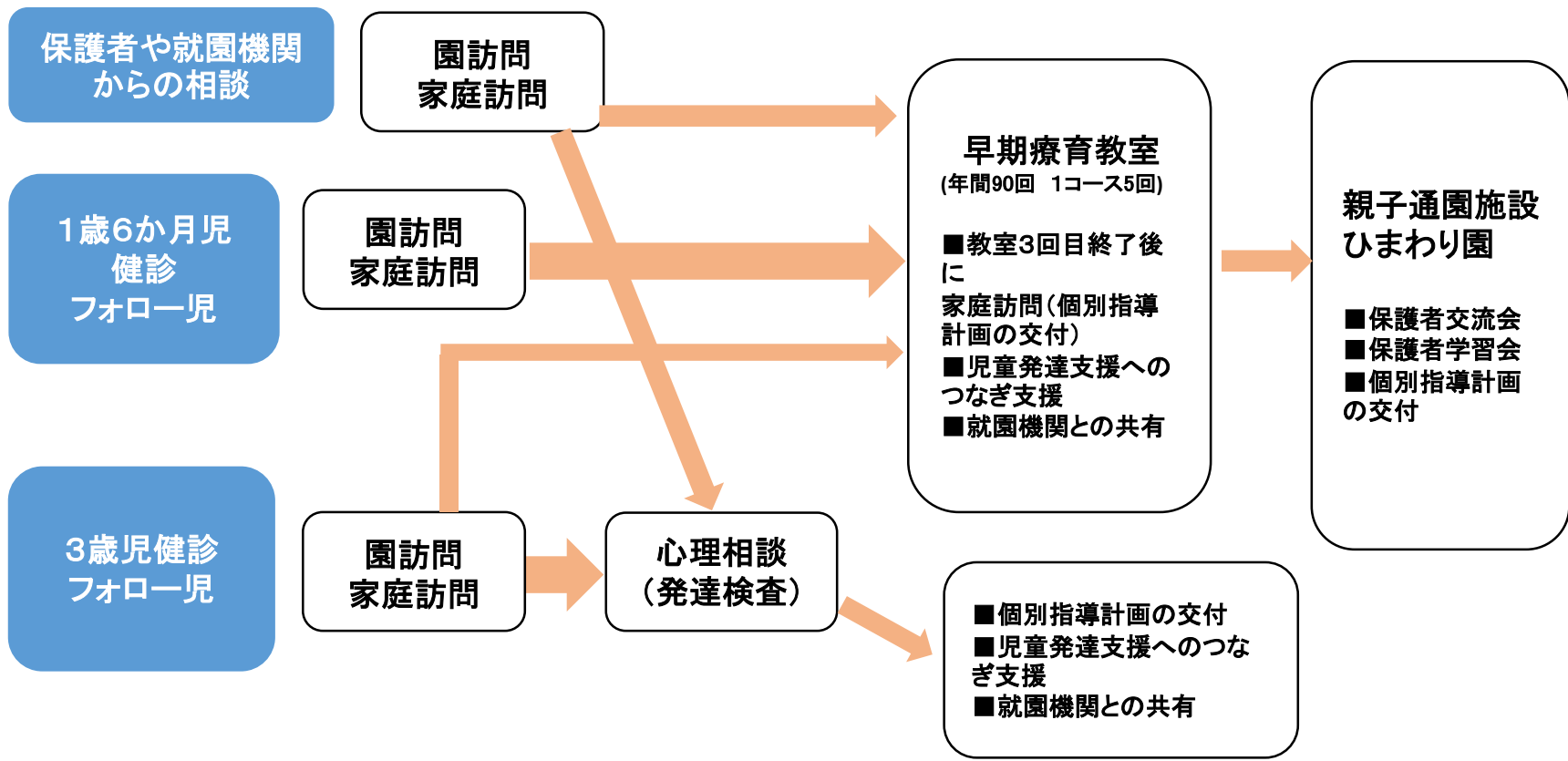
図1 発達障害児の早期発見・早期療育支援体制(平成29年度)

○ 早期発見・早期療育支援体制（母子保健課）

1 歳 6 か月健診における早期発見への取り組み



○ 早期発見・早期療育支援体制（子ども発達支援センター）

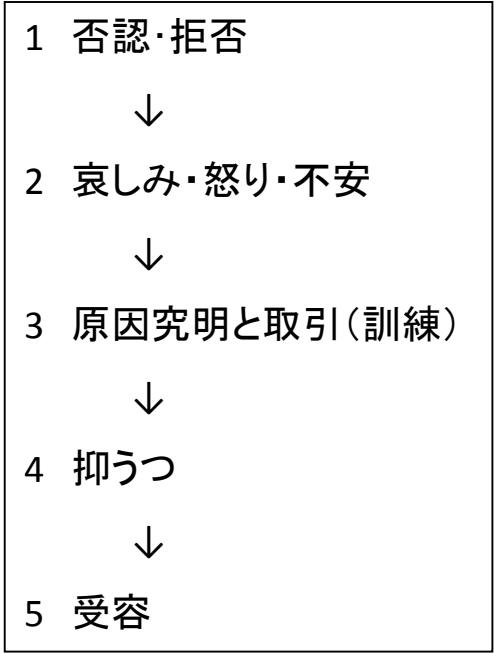


○ 早期発見・早期療育支援体制(子ども発達支援センター)

児の特性を受止めるということ...

受容へ向かう過程・表出の仕方・受容するまでの時間は人それぞれです

➡ 保護者の気持ちに寄り添う支援を大切に～



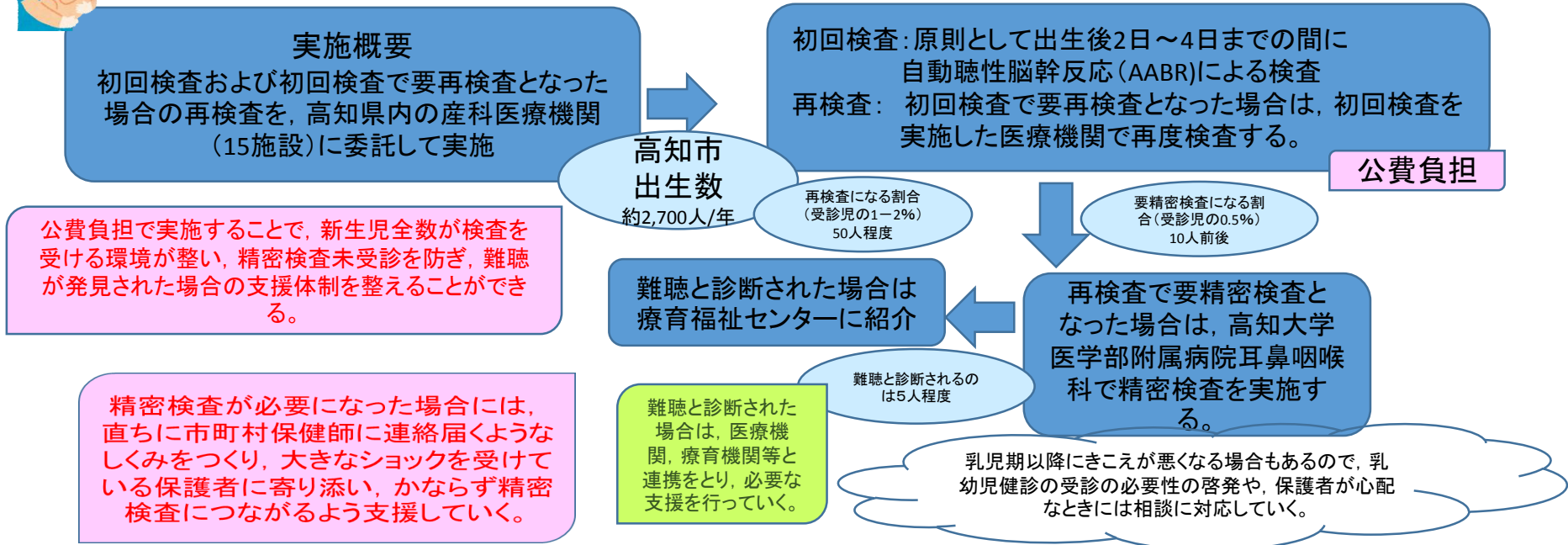
- 健診フォローで子ども発達支援センターに相談がきたケースは全数家庭訪問を実施し、保護者の気持ちを傾聴し、子育ての相談に応じている。
- 早期療育教室では、全5回コースの3回目終了後に再度家庭訪問を実施し、個別指導計画を交付
- 就園している児童については、教室利用前に園訪問を実施し、園での様子を保護者と共有
- 保護者の了解を得られたケースは、就園機関と個別指導計画を共有
- 保護者の様子により、心理士相談、専門医師相談、親子通園ひまわり園等を組み合わせながら対応

○ 新生児聴覚検査事業(母子保健課)



子どもの聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な措置が講じられるようにすることを目的に実施する。

平成28年5月～実施



実績(H29年度) 受診者数:2,441人 再検査:78人 要精密検査:24人

フォローの状況 地区担当保健師が継続的に対応し、療育につながるよう支援している。

○ 在宅障害児の支援体制の推進（親子通園ひまわり園）

○子ども発達支援センター機能強化

○親子通園施設ひまわり園

親子通園施設ひまわり園における
心身障害児クラス「ゆったりっこ」新設(H27.4～)

■ 目的

発達課題に応じたプログラムを設定することにより効果的な発達支援を行う
保護者同士の交流を図りながら、心情面のサポートを行う

■ 対象と年齢

心身障害をもつ児とその保護者
乳児期から参加可能

■ 実施頻度

月3～4回

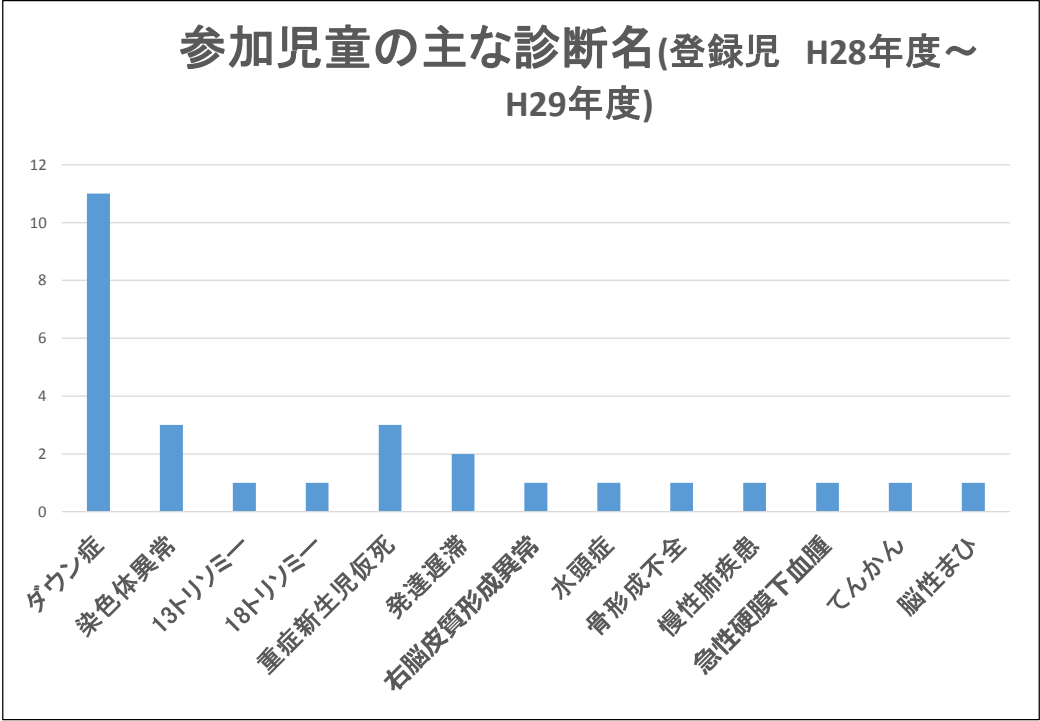
■ スタッフ

保育士・保健師・理学療法士

■ 定員

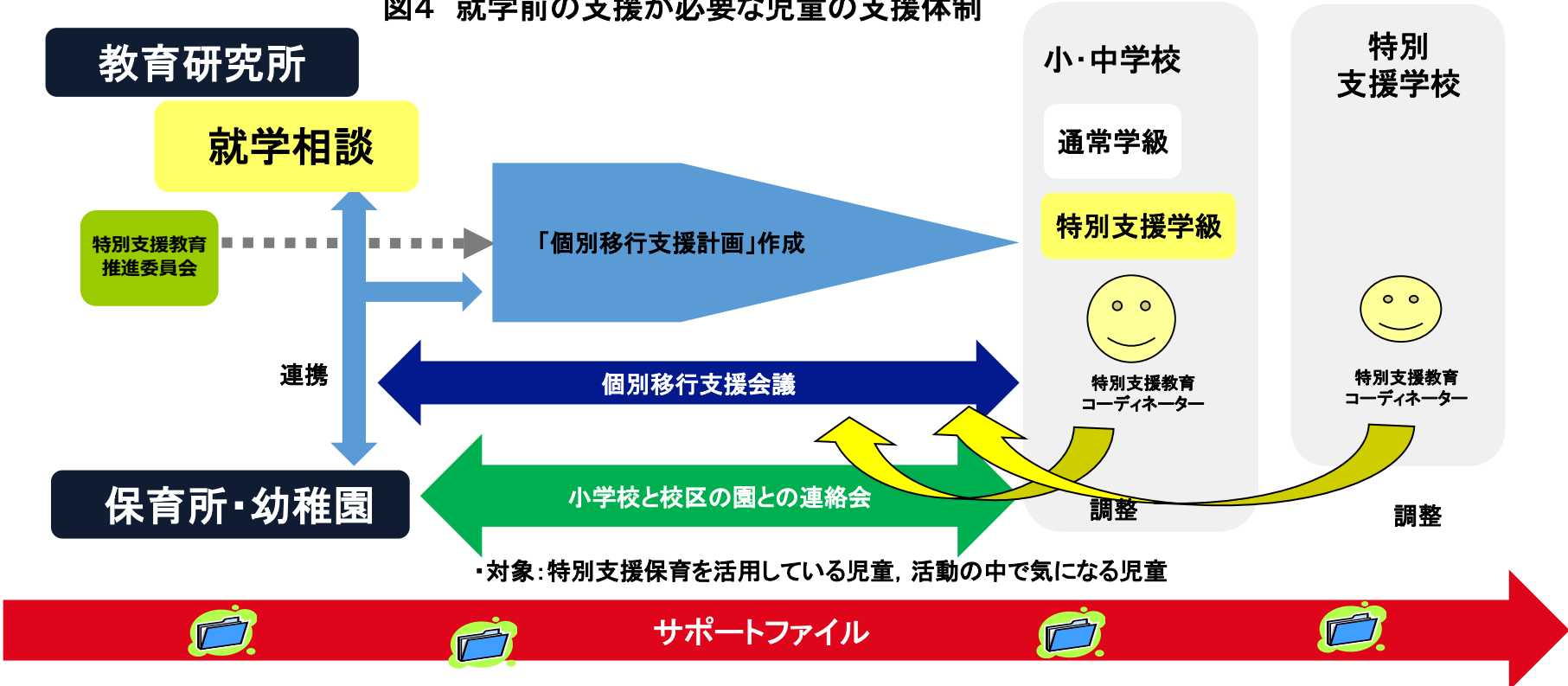
1クラス8～10名程度

■平成31年1月現在の登録児...6名



○ サポートファイルを効果的に活かした関係機関との連携（関係各課）

図4 就学前の支援が必要な児童の支援体制



【参考】 年長児のサポートファイル所持率
※就学相談時の所持率

H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
55%	41.6%	48.7%	50.7%	55.9%	52.4%

今後の方向性

- 1 高知市子ども発達支援センターの設置(平成22年4月)により、発達障害児の早期発見・早期療育の体制を整えてきました。子ども発達支援センターの事業の利用を経て、児童発達支援サービスに繋がるケースも増えてきており、今後はさらに関係機関と連携し、センターの充実を図ります。
- 2 在宅障害児の支援体制の推進として、平成27年度から実施している「ゆったりっこクラス」は、早期支援の場となっており、今後も関係機関と連携し、内容の充実を図ります。
- 3 障害児への切れ目のない一貫した支援を実現するためのツールとして作成した「サポートファイル」の所持率は徐々に増加しておりますが、今後も引き続き活用推進の取り組みを進めていきます。

重点施策

⑤ 障害児支援の充実

- 相談支援体制
- 小学校就学前の子どもに対する早期支援
- 放課後や休日・長期休業への支援
- 卒業後に向けた支援

障がい福祉課

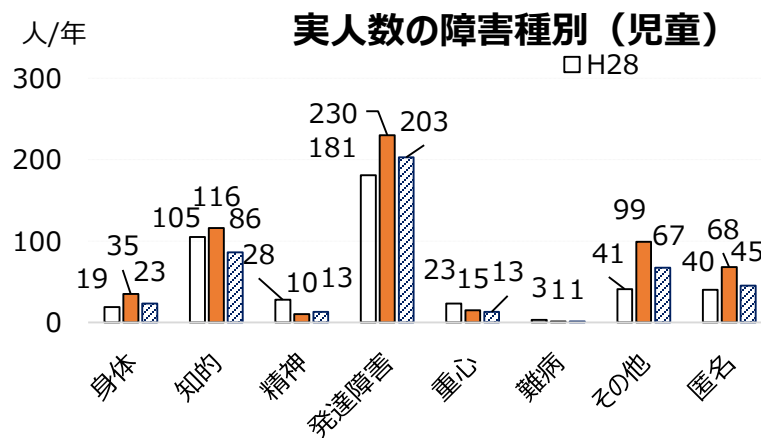
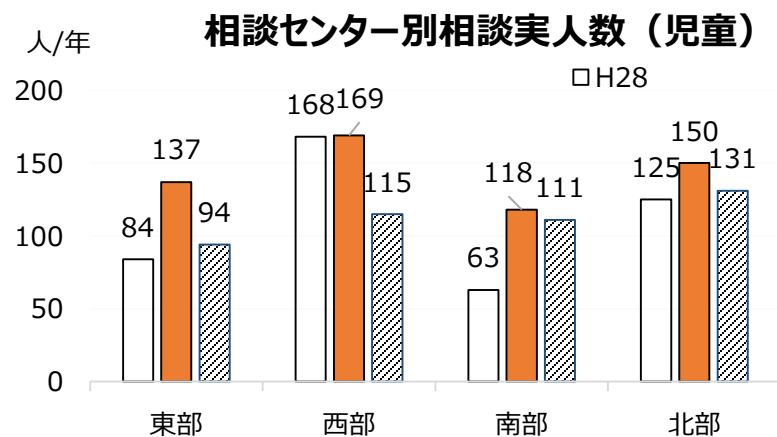
○ 相談支援体制について

障害者相談センター(委託)

東西南北の4地域に障害者相談センターを設置し、障害のある方や障害のある子どもの生活やサービスの利用等に関する総合的な相談窓口です。

●年間相談実人数(児童)

	平成28年度	平成29年度	平成30年4月～11月
相談実人数(児童)	440 人	574 人	451 人



○ 相談支援体制について

指定障害児相談支援事業所，指定特定相談支援事業所

障害福祉サービス又は障害児通所支援の利用申請をする場合，利用計画書の提出が必要です。

指定相談支援事業所の相談支援専門員が，障害のある子どもの心身の状況や環境，また保護者の意向などを考慮して利用計画を作成するとともに，サービス提供事業所などとの連絡・調整や，一定期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い，必要に応じて見直しを行うなどの援助を行います。

●指定相談支援事業所数

	H28年度末	H29年度末	H30年12月末
指定特定相談支援事業所	31 箇所	33 箇所	35 箇所
指定障害児相談支援事業所	21 箇所	22 箇所	25 箇所

●平成30年12月末時点での障害児通所支援決定者の利用計画作成状況

決定者数	指定相談支援事業所作成	セルフプラン
840人	681人	159人

●障害者相談センターの相談員がセルフプランの作成支援を行っています。また、障害者相談センターの相談員や指定相談支援事業所の相談支援専門員の専門性を高めるため，2ヶ月に1回の事例検討会や障害者年金，補装具等の勉強会を行うとともに全体研修も実施しました。

参考：障害児通所支援の事業所数及び利用状況等

●障害児通所支援 事業所数

事業所数	H28年度末時点	H29年度末時点	H30年度12月末時点
児童発達支援事業所	17 箇所	20 箇所	21 箇所
医療型児童発達支援事業所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
保育所等訪問支援事業所	5 箇所	7 箇所	9 箇所
放課後等デイサービス事業所	38 箇所	47 箇所	50 箇所

●障害児通所支援 実決定者数及び実利用者数 ※()内の数字が実利用者数

事業所数	H28年度	H29年度	H30年度(4月～11月)
児童発達支援	266人 (244人)	268人 (249人)	253人 (234人)
医療型児童発達支援	11人 (9人)	9人 (7人)	10人 (6人)
保育所等訪問支援	104人 (53人)	117人 (70人)	126人 (66人)
放課後等デイサービス	460人 (397人)	559人 (513人)	618人 (580人)

○小学校就学前の子どもに対する早期支援

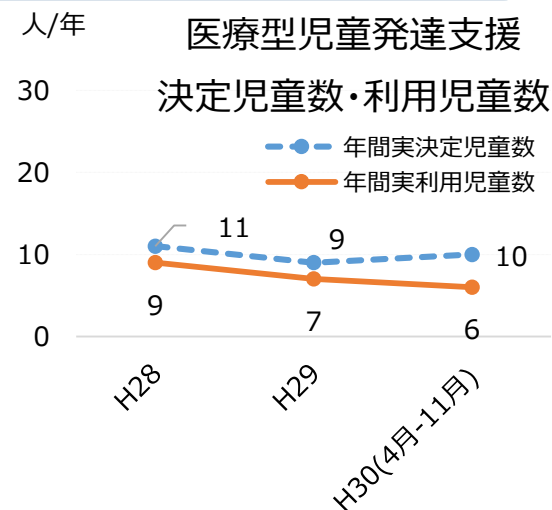
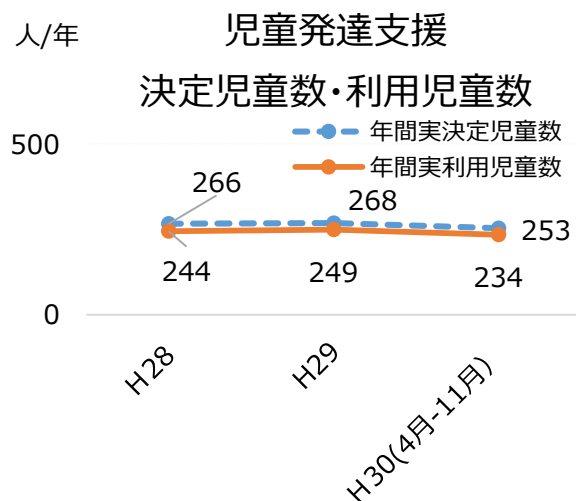
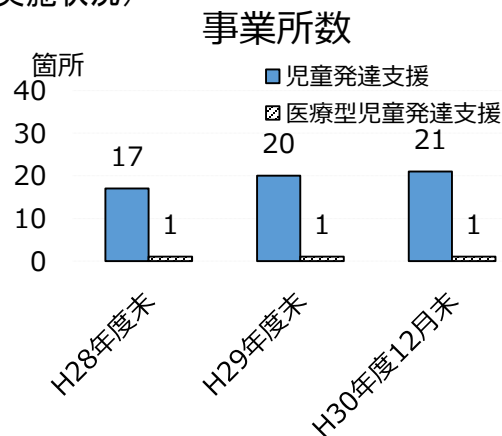
児童発達支援事業

療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児が対象です。
日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。

医療型児童発達支援事業

未就学児であることに加え、肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である認められた障害児が対象です。上記の児童発達支援及び治療を行います。

（実施状況）

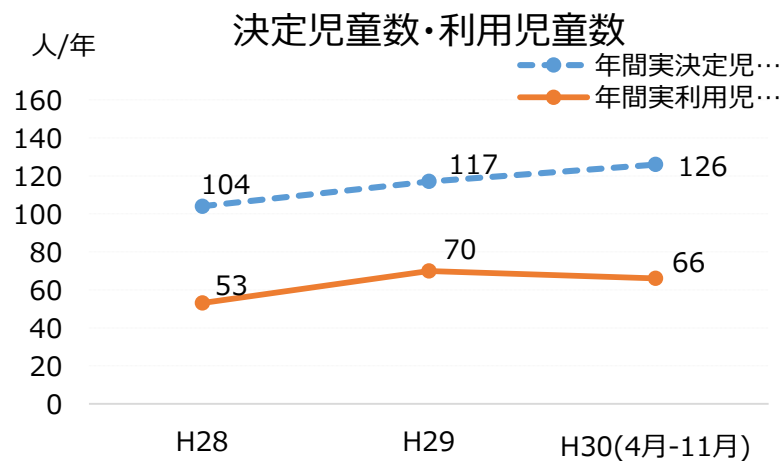
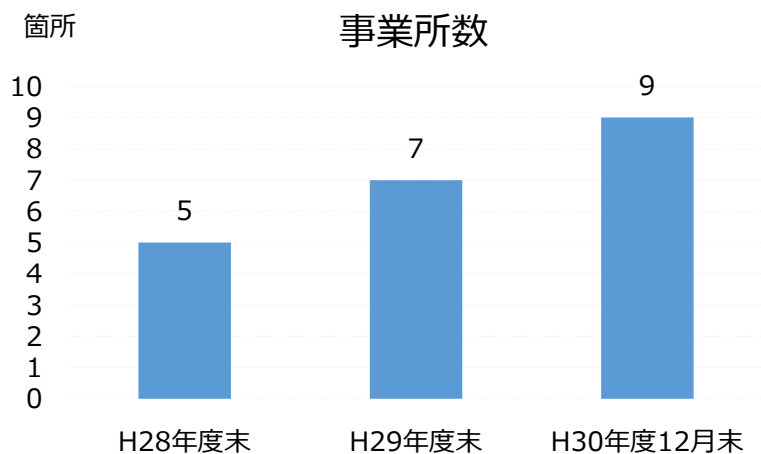


○小学校就学前の子どもに対する早期支援

保育所等訪問支援事業

保育所や幼稚園，小学校に在籍している障害のある児童に対し，当該施設に保育所等訪問支援事業所の職員が訪問し，集団生活に適応するための支援やその必要な支援を行います。

(実施状況)

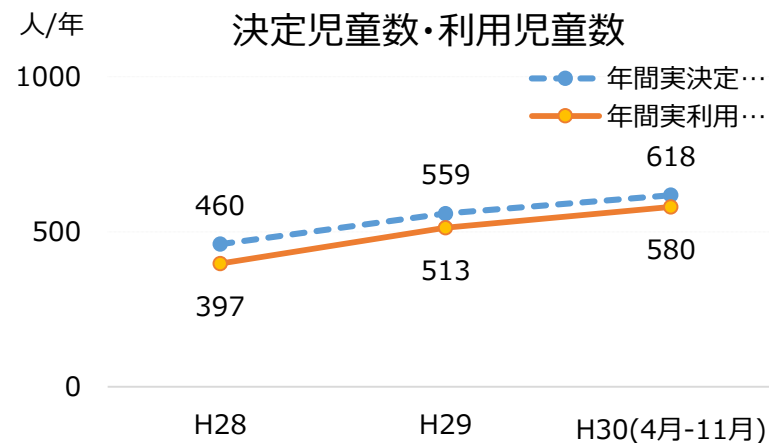
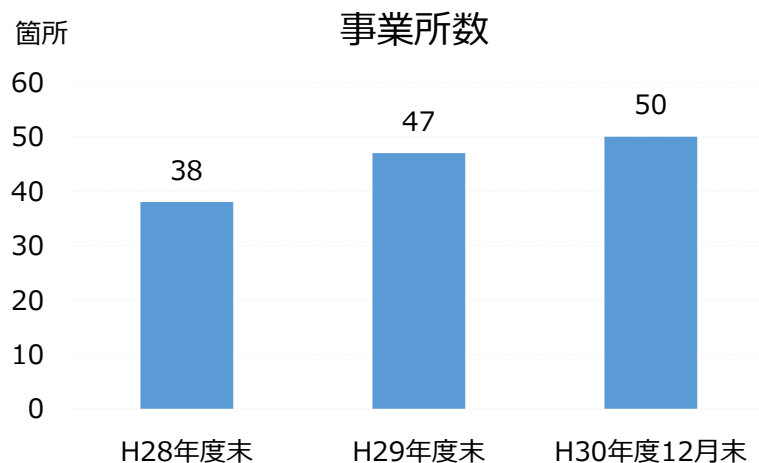


○放課後や長期休暇への支援

放課後デイサービス事業

授業の終了後、又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行います。

(実施状況)



○放課後や長期休暇への支援

障害児長期休暇支援事業

特別支援学校の長期休暇中に、スポーツや創作活動等の文化的活動・日常生活動作の援助を行うことにより、障害児やその保護者の地域生活を支援します。

(実施状況)

	H28年度 (7/21～8/29)	H29年度 (7/25～8/29)	H30年度 (7/23～8/29)
高知市立特別支援学校	3人(延61人)	3人(延 41人)	3人(延 47人)
高知大附属特別支援学校	7人(延 108人)	9人(延110人)	8人(延 109人)

○ 卒業後に向けた支援

○ 特別支援学校進路相談会に参加

保護者や関係機関とともに児童・生徒の情報共有や進路に向けた検討を行っています。

平成29年度は14回、平成30年12月末現在11回参加しました。

○ 就労アセスメントの実施

卒業後に就労継続支援B型事業の利用を検討する特別支援学校高等部2年生を対象。

就労アセスメントを実施し、その評価について本人、保護者、学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所とともに確認を行っています。

※就労継続支援B型とは、企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上や維持を図るための訓練を行うサービスです。

※就労アセスメントとは、障害のある方の就労について、専門性のある就労移行支援事業所の職員が、県内統一アセスメントシートを用いて本人の就労に関する作業能力などを観察し就労能力を評価します。

○ まとめと今後の課題

- 現在指定障害児相談支援事業所によるサービス担当者会の開催や障害児支援利用計画のモニタリングにより支援方針の確認や評価、見直しがされていますが、障害児やその家族、の生活支援を継続して行うためには相談支援専門員のさらなる質の向上が課題です。
また、地域の身近な相談機関である障害者相談センターや障害福祉サービスの周知をさまざまな機会を通じて引き続き行っていきます。
- 放課後や長期休暇を支援する放課後等デイサービス事業所は平成30年度においても、微増傾向で推移しており、利用児童も増加しています。
事業所は一定確保されましたが、それぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援が必要であり、質の高いサービスが提供されるよう事業所職員のスキルアップを関係機関と連携し取り組んでいきます。
- 卒業後に向けて就労アセスメントの実施や進路相談会へ参加をしています。卒業時は制度の切り替えや支援者の変更、環境の変化等があります。支援が途切れることなく次の機関へつながるよう丁寧に支援を行っていきます。

重点施策

⑤ 障害児支援の充実

- ・特別支援教育の充実

特別支援教育の充実

保育所・幼稚園・認定こども園等

- ・ 就学相談
- ・ 個別移行支援計画による支援の引継ぎ

小学校・中学校・義務教育学校

通常の学級

UDを活かした授業づくりや障害特性に応じた合理的配慮の実施。

交流及び
共同学習

特別支援学級

各障害種別の少人数学級。障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う。

居住地
校交流

特別支援学校

障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性を生かした教育を行う。

連携

トライアングル
プロジェクト

連携

関係機関

校内委員会

特別支援教育学校
コーディネーター

通級による指導

通常の学級に在籍しながら、言語障害やLD・ADHD等による課題の改善又は克服を目的とした「自立活動」の指導を行う。

- ・ 校内支援体制整備とその強化
- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と支援を行い共通理解を図る。
- ・ 個別の諸計画、引継ぎシート等を活用して就学先へ支援を引き継ぐ。

- ・ インクルーシブ教育システム※の構築
- ・ 一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な合理的配慮の提供

※障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で学ぶ教育の仕組

○特別支援教育の充実

特別な教育的な支援を受けている子どもたちの推移 (各年度 5月1日現在)

高知特別支援学校の児童生徒数・学級数推移

(対象：知的障害)

	児童生徒数(人数)						学級数
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	訪問	計	
27年	—	42	37	68	3	150	33
28年	—	36	35	67	3	141	32
29年	—	37	33	79	2	151	34
30年		42	32	66	2	142	36

特別支援学級の児童生徒数・学級数推移

	小学校等			中学校等		
	設置数 (校)	児童数 (人)	学級数	設置数 (校)	生徒数 (人)	学級数
27年	40	431	127	19	143	47
28年	40	434	123	19	164	51
29年	40	483	129	18	174	51
30年	41	525	142	18	194	57

通級による指導を受ける児童生徒数推移

	言語	LD・ADHD	
	小学校	小学校等	中学校等
27年	79	11	16
28年	80	15	10
29年	68	18	12
30年	81	20	6

対象：言語障害
学習障害（LD）
注意欠陥多動性障害（ADHD）
※中学校はLD・ADHD通級指導教室のみ

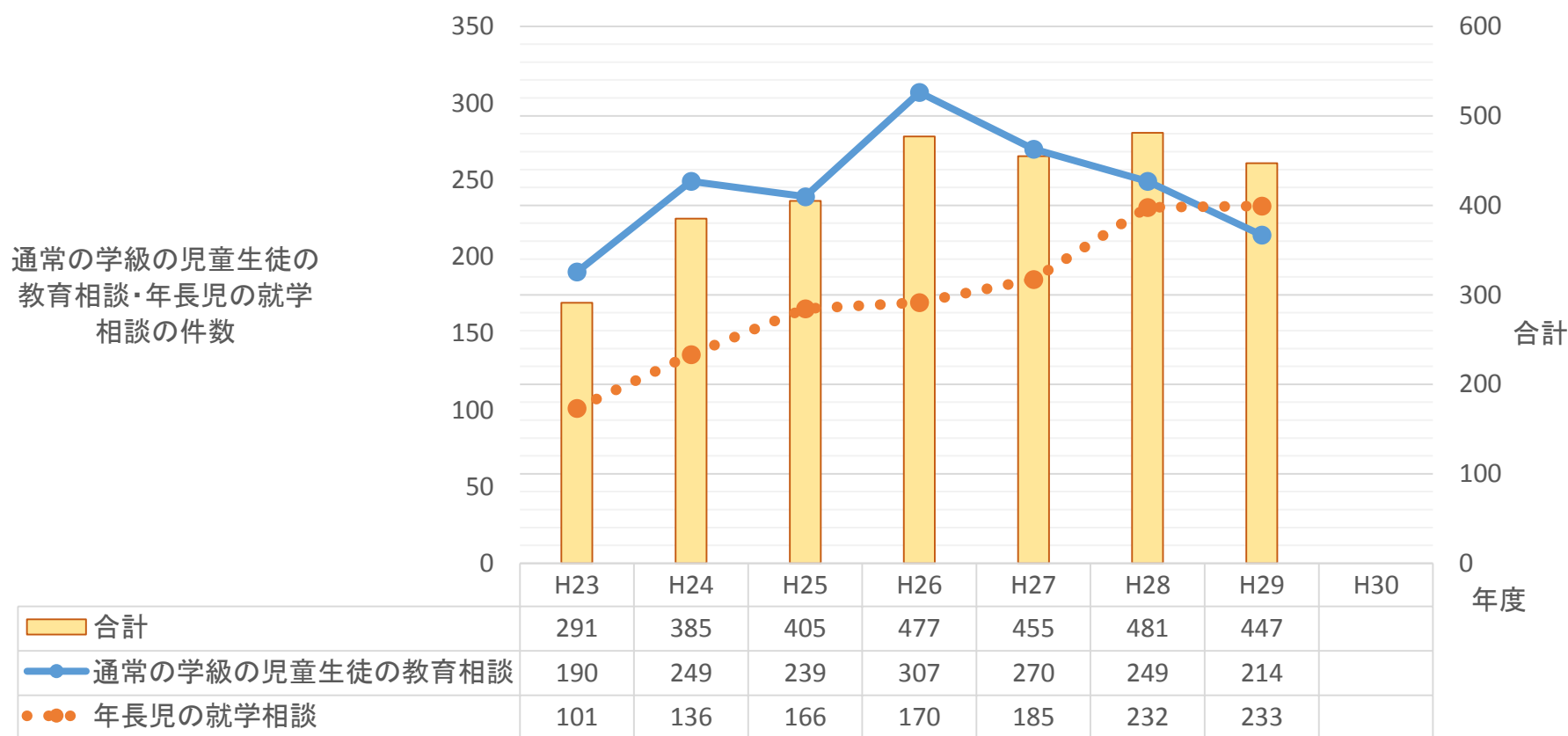
○特別支援教育の充実

①教育相談に当たる体制の充実や専門性向上の取組

病院受診の待機期間が長期化

→相談件数の増加, 多様化

→相談対応の体制の充実や専門性が求められる。



○特別支援教育の充実

②校内支援体制整備の強化に向けた取組

校内支援体制の充実

(校内委員会, 特別支援教育学校コーディネーター, 個別の教育支援計画及び個別の指導計画)



研修等の支援

特別支援教育学校コーディネーター担当者

第1回(4月)

「特別支援教育学校コーディネーターの役割について」

第2回(1月)

「新年度に向けての引き継ぎについて」, 「医療・福等, 外部機関との連携について」, 「教室環境の工夫について」

特別支援教育学校コーディネーター研修会

(7月)

講義・演習: 「気になる子どもの行動の分析の仕方と具体的な支援方法」について

その他の研修

○法令研修/年次研修/職務等研修専門的・教育研修

上記の研修により, 教員の資質・能力の向上を図るために, 児童生徒理解や特別支援教育についての概論やインクルーシブ教育システムの実現のために必要な知識や技術等について研修を行った。

○校内研修(学校の要請)

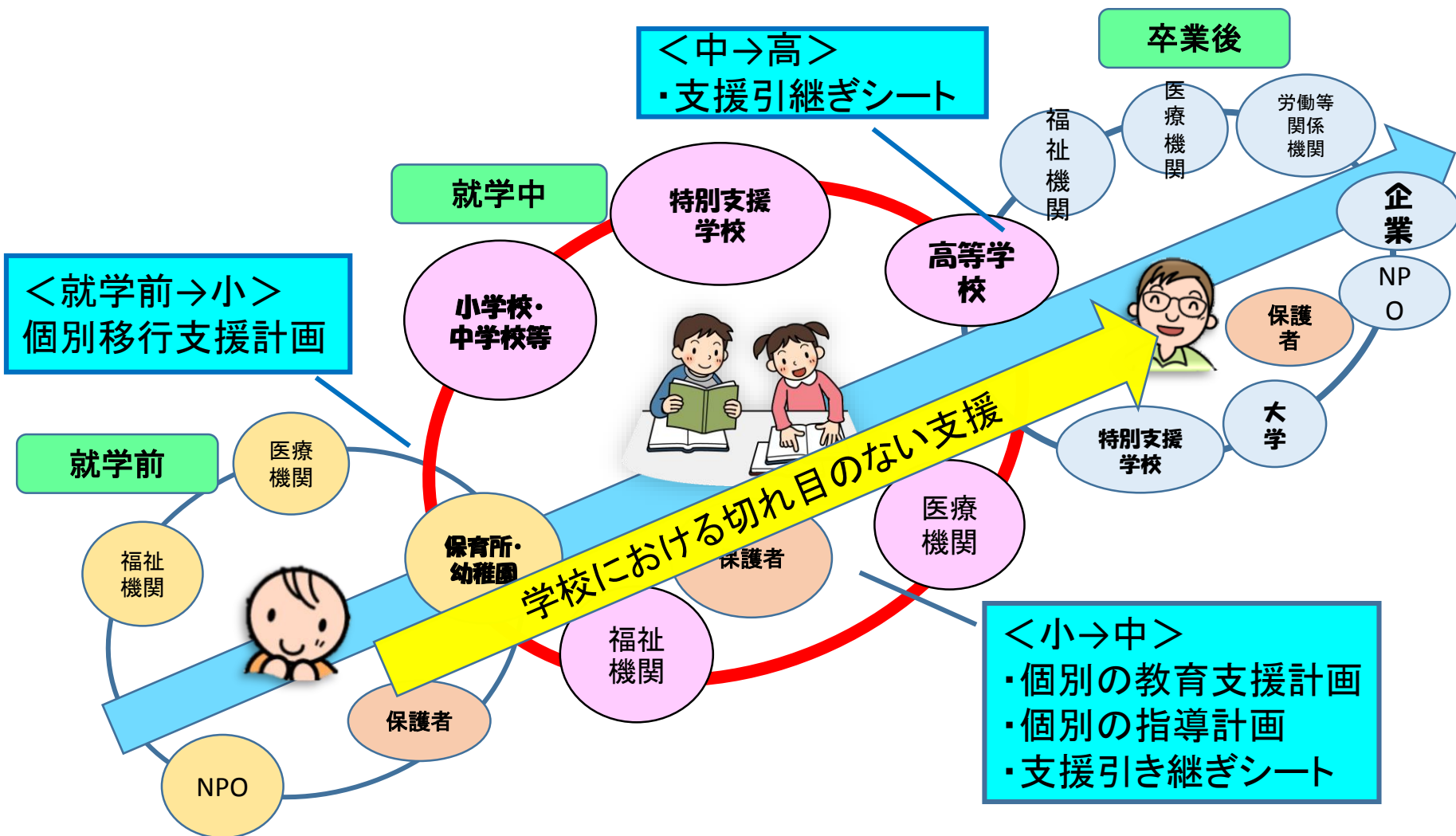
子ども一人ひとりの特性に応じた適切な支援, 通常の学級の児童生徒も含む合理的配慮等の研修を行った。

○支援会への参加

子どもの実態把握を行うとともに, 個別の指導計画等の作成の促進及び見直し等を行った。

○特別支援教育の充実

③よりよい支援の充実と就学先への支援引継ぎの取組



○特別支援教育の充実

③よりよい支援の充実と就学先への支援引継ぎの取組

・よりよい支援の充実

- ・平成29年度 発達障害の診断, 判断のある児童生徒の個別の教育支援計画と個別の指導計画作成率
→小学校等 94.8%, 中学校等 80.6%
- ・平成31年度 発達障害の診断, 判断のある児童生徒の個別の教育支援計画と個別の指導計画作成率
→目標 100%

・就学相談の実施

就学相談のため保育所・幼稚園・認定こども園等を巡回

＜5月＞保育所→ 特別支援担当保育士が配置されている幼児対象で, 就学相談の希望者(36園 51名)

＜6月＞幼稚園→ 特別支援担当の教員が配置されている幼児。特別の配慮が必要な幼児。就学相談の希望者(15園 36名)

＜7月＞保育所と認定こども園→ 特別支援担当保育士が配置無の幼児を対象で, 就学相談の希望者(59園 99名)。

※必要に応じて知能検査の実施や観察, 相談のため園を訪問。随時, 就学相談をしている。

・支援の引継ぎへの取組

＜4月＞特別支援担当保育士研修会にて, 個別移行支援計画(就学期)による引継ぎについて説明し周知を図る。

＜12月＞保育所・幼稚園等に作成依頼。

＜2～3月＞就学先(小学校等・特別支援学校)にて引継ぎ会を実施し, 引継ぎを実施する予定。

○特別支援教育の充実

④特別支援学級の専門性の向上を目指した取組

<新任特別支援学級担任研修>

特別支援
教育概論

実技講習
技能検査

個別の
支援計画
自立活動

4月

6月

<自閉症・情緒障害特別支援学級充実研修>

自閉症・情緒
障害特別支援
学級担任

特別支援教育
学校コーディネーター
研修会

7月下旬同時開催

平成30年度 新事業
特別支援学級サポート事業

新任特別支援学級研修

- ・年度当初、新任特別支援学級や講師を対象に、特別支援教育に関する知識や理解を習得できる集合研修を実施している。

自閉症・情緒障害特別支援学級充実研修（H29～）

- ・自閉症・情緒障害学級在籍児童生徒は、全特別支援学級在籍の59.5%を占めている。1校に2学級以上在籍する学校もあり、学級運営や一人一人に合わせた支援に苦戦している。

<特別支援学級サポート事業（H30～）>

- ・特別支援教育スーパーバイザーを配置（2名）
- ・1日6時間、週4日の勤務
- ・全体の90%を占める知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級担任の専門性の向上を図る。

まとめと今後の課題

- 切れ目のない支援を引き継ぐため、年度替わり時期に、計画的な引継ぎや支援会の実施、関係機関との連携を推進し、校内の支援体制の充実を図ります。
- 特別支援学級サポート事業等を活用しながら、特別支援学校及び特別支援学級の教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図り、一人ひとりの発達に応じた支援の充実を図ります。
- 通常の学級に在籍する発達障害の診断、判断のある児童生徒についても、計画的な合理的配慮の提供に努めます。